

官報

昭和二十二年七月十二日

○第一回参議院会、議録第十五号

昭和二十二年七月十一日(金曜日)午前
十時三十一分開議

議事日程 第十四号

昭和二十二年七月十一日

午前十時開議

第一 自由討論

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御
異議がなければ朗読を省略いたしま
す。

一昨九日左の質問主意書を内閣に轉送
した。

都市衛生法令制定に関する質問主意
書(中平常太郎君提出)

煙草値下に関する質問主意書(齋武
雄君提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。

昭和二十二年法律第五十四号私的独
占の禁止及び公正取引の確保に關す
る法律の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

同日議長は、予備審査のため左の内閣
送付案を司法委員会に付託した。

刑法の一部を改正する法律案

昨十日内閣から予備審査のため左の議
案が送付された。

生命保険中央会及び損害保険中央会
の保険業務に関する権利義務の承継
等に関する法律案

同日議長は、予備審査のため左の内閣
送付案を委員会に付託した。

昭和二十二年法律第五十四号私的独
占の禁止及び公正取引の確保に關す
る法律の一部を改正する法律案

商業委員会に付託

生命保険中央会及び損害保険中央会
の保険業務に関する権利義務の承継
等に関する法律案

財政及び金融委員会に付託

同日議長から左の質問主意書を提出し
た。

経済実相報告中疑議に関する質問主
意書(油井賢太郎君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送し
た。

新日本建設國民運動に関する質問主
意書(山下義信君提出)

去る八日鉱工業委員長から提出した左
の石炭増産問題調査承認要求書(追加)
に対し、議長は、昨十日これを承認し
た。

石炭増産問題調査承認要求書(追
加)

昭和二十二年七月三日議長におい
て承認済みの石炭増産問題調査承認
要求書中費用の項を左の通り増額す
る。

実地調査費用 概算 一三、三九〇円

内訳

一、議員派遣旅費(六日分) 六、六〇〇円

一、事務局職員
宿泊料七泊分 一、〇五〇円

日 当六日分 三六〇円

旅 費

北海道炭鉱、宇部九州炭鉱、
常磐炭鉱往復 五、三八〇円

右本委員会本日の決議を経て、参議
院規則第三十四條第二項により更に
要求する。

昭和二十二年七月八日

鉱工業委員長 稻垣平太郎
参議院議長松平恒雄殿

交通委員兼任の申出でございまし
た。許可することに御異議はございま
せんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。つきましてはその補欠として
玉屋喜重君を運輸交通委員に指名いた
します。

○議長(松平恒雄君) 本日中川以良君
より理由を附して、在外同胞引揚問題
に関する特別委員兼任の申出でござい
ました。許可することに御異議はこ
ざいせんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。つきましてはその補欠として
楠見義男君を指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 次にお諮りして
決定したいことがございます。通商
工業委員会より、石炭増産問題につき
調査承認要求がございましたので、議
長は調査することの承認を與えました
が、これに伴いまして炭鉱実地調査
のため委員を派遣したいとの申出でが
ございました。議員を派遣する場合は
議院の議決を要することになっており
ます。北海道方面に中川以良君、十日
間、九州方面に濱田寅藏君、大島農夫
雄君、大屋晋三君、橋上保君、深川榮
左エ門君、十三日間、常磐方面に稻垣
平太郎君、堀末治君六日間の各日程を
以て、以上八名の議員を派遣すること

に御異議はございせんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認
めます。よつて議員派遣の件は決定い
たしました。

○議長(松平恒雄君) 次にお諮りいた
したいことがございます。

本院規則第七十九條の規定によ
り、議長は衆議院議長と協議いたしま
して、両院協議会規程、常任委員会合同
審査会規程、及び両院法規委員会規程
の成案を得ました。三案共印刷して議
席に配付してございます。

兩院協議会規程

第一條 甲議院において、両院協議
会を求めるときは、その件名及び
理由を記した文書を以てこれを乙
議院に通知しなければならない。

第二條 協議会の初会の日時は、両
議院の議長が協議してこれを定
め、その後の会議の日時は、協議
会がこれを定める。

第三條 協議会は、両院協議室にお
いてこれを開く。

第四條 協議会の議長は、協議会の
議事を整理し、秩序を保持する。

第五條 両議院の協議委員は、各、
副議長一人を選定する。議長に事
故があるときは、副議長が、議長
の職務を行う。

第六條 議長及び副議長に共に事故
があるときは、その院の委員の中

から、議長を選定して、議長の職務を行はせる。

第七條 協議会の議長が討論に加わらうとするときは、その院の副議長をして議長席に著かせなければならない。

第八條 協議会の議事は、兩議院の議決が異つた事項及び当然影響を及ぼす事項の範圍を超えてはならない。

第九條 協議委員は、協議会において同一の事件について、何回でも発言することができる。

第十條 協議会において、成案を得たときは、各議院の協議委員長は、各、文書を以つてこれをその議院に報告しなければならない。

第十一條 協議会は、協議會議録二部を作り、兩議院の協議委員長がこれに署名して、各議院に夫、一部を保存する。

第十二條 協議會議録には、出席者の氏名、議事、表決の数、成案その他の重要な事項を記載しなければならない。

第十三條 協議会において、懲罰事犯があるときは、協議会の議長は、これをその委員の属する議院

の議長に報告して、処分を求めなければならない。

第十四條 協議会の事務は、各議院の参事がこれを掌理する。

常任委員会合同審査会規程

常任委員会合同審査会規程

第一條 甲議院の常任委員会において、乙議院の常任委員会と合同審査会を開くことを決議したときは、甲議院の常任委員長は審査又は調査すべき件名及び理由を示して、乙議院の常任委員長に合同審査会を開くことを求めなければならない。

乙議院の常任委員会においてこれに同意したときは、その委員長から甲議院の常任委員長にその旨を通知する。

第二條 他の法律の定めるところにより、合同審査会の議を離なければならないものについては、兩議院の議長が協議して、合同審査会の開会を兩議院の常任委員長に求めることができる。

第三條 合同審査会は、兩議院の常任委員長の協議に基いて、兩議院の常任委員又は各議院の常任委員会に選定された委員が合同してこれを開く。

前項の委員を選定する場合に、各議院の常任委員長又は理事は必ず合同審査会の委員にならなければならない。

第四條 合同審査会の会長は、各議院の常任委員長又は理事が協議してこれに當る。

第五條 合同審査会の初会の日時及び場所は、兩議院の常任委員長が協議してこれを定め、その後の会議の日時及び場所は合同審査会がこれを定める。

第六條 合同審査会は、その会長の属する議院の議長を經由して、議案の発議者、國務大臣及び政府委員の出席を求めることができる。

第七條 合同審査会の委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

第八條 合同審査会は、その審査又は調査する事件については、法律に特別の定めのある場合を除いては、表決をすることができない。

合同審査会が、その審査又は調査する事件について、表決をする場合は、各議院の常任委員の各、半数以上が出席していなければならない。

第九條 合同審査会は、その会長の属する議院の議長を經由して、審査又は調査のため証人の出頭を求めることができる。

第十條 証人の発言は、その証言を求められた範圍を超えてはならない。

証人の発言が前項の範圍を超え又は証人に不適當な言動があつたときは、会長はその発言を禁止し又は退場を命ずることができる。

第十一條 合同審査会は、その会長の属する議院の議長を經由して、審査又は調査のため、内閣官公署その他に對し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

第十二條 合同審査会は、議案の審査のために公聴会を開くことができる。

第十三條 合同審査会において、公聴会を開こうとするときは、予め兩議院の議長の承認を得た後、その決議をしなければならない。

第十四條 合同審査会において、公聴会を開くに決したときは、会長からその旨を兩議院の議長に報告すると共に、その日時を公衆に告

会において意見を聴こうとする案件を公示する。

第十五條 合同審査会に付された重要な案件について、公聴会を開くことを希望する者、又は合同審査会の公聴会に出席して、意見を述べようとする者は、予め文書を以てその理由及び案件に対する賛否を合同審査会に申し出なければならない。

第十六條 公聴会において、その意見を聴こうとする利害關係者及び学識経験者等（これを公述人という）は、予め申し出た者及びその他の者の中から合同審査会がこれを定めてその旨を本人に通知する。

予め申し出た者の中に賛成者及び反対者があるときは、その両方から公述人を選ばなければならない。

第十七條 公述人が発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

第十八條 公述人の発言は、その意見を聴こうとする事件の範圍を超えてはならない。

公述人の発言がその範圍を超

え、又は公述人に不禮当な言動があつたときは、会長はその発言を禁止し又は退場を命ずることができ。

第十九條 公述人は、合同審査会の同意を得た場合には代理人をして意見を述べさせ又は文書で意見を提示することができる。

第二十條 合同審査会を終つたときは、各議院の常任委員長又は理事から審査の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。但し委員会は、文書の報告を求めることができる。

第二十一條 合同審査会は會議録二部を作り、兩議院の常任委員長（又はその代理者）がこれに署名して、各議院に夫々一部を保存する。

第二十二條 合同審査会の會議録には、出席者の氏名、表決の数、公聴会、証人、委員の派遣、報告又は記録の提出の要求、その他重要な事項を記載しなければならない。

第二十三條 合同審査会の會議録は、これを印刷して兩議院の議員に配付する。但し、秘密會議の記

録中特に秘密を要するものと合同審査会で決議した部分については、この限りでない。

第二十四條 合同審査会において懲罰事犯があるときは、会長は、これをその委員の属する議院の議長に報告して処分を求めなければならない。

第二十五條 合同審査会の事務は、各議院の事務がこれを掌理する。

兩院法規委員会規程

第一條 兩院法規委員会の委員長の互選は、無名投票でこれを行い、投票の最多数を得た者を当選人とする。得票数が同じときは、くじで当選人を定める。但し、投票によらないで動議その他の方法で委員長を選任することができる。

委員長が選任されるまでは、年長者が、委員長の職務を行う。

第二條 兩院法規委員会は、いずれかの議院から選挙された委員がすべて改選されたときは、新にその委員長を互選しなければならない。

第三條 兩院法規委員会の委員長の

解任は、委員会がこれを決する。

第四條 兩院法規委員会の委員は、正当の理由がなければその任を辞することができない。

委員がその任を辞そうとするときは、理由を附し委員長を經由してその属する議院の許可を得なければならない。但し、閉会中は、議長がこれを許可することができる。

第五條 兩院法規委員会の委員が欠けたときは、その委員の属する議院は、その補欠選挙を行わなければならない。

第六條 兩院法規委員会に数人の理事を置き、その委員がこれを互選する。

委員長に事故があるときは、理事が委員長の職務を行う。

第七條 兩院法規委員会開会の日時は、委員長がこれを定める。

いづれかの議院から選挙された委員の半数以上が連名で要求したときは、委員長は、委員会を開かなければならない。

第八條 兩院法規委員会は、各議院の會議中でもこれを開くことができる。

第九條 兩院法規委員会は、各議院から選挙された委員の各々半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第十條 兩院法規委員会が勧告案を議決するには、出席委員の三分の二以上の多数によることを要する。

その他の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第十一條 兩院法規委員会の委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第十二條 兩院法規委員会の委員長又はその代理者は、各議院の會議又は委員会において意見を述べることができない。

第十三條 各議院の議長及び委員長は、兩院法規委員会に出席して意見を述べることができる。

第十四條 兩院法規委員会は、委員会に出席して意見を述べようとする議員があるときは、その意見を聴くことができる。

第十五條 兩院法規委員会は、國務大臣及び政府委員の出席を要求す

ることができる。

第十六條 兩院法規委員会は、内閣、官公署その他に對し、必要な報告又は記録の提出を求めることができる。

第十七條 兩院法規委員会が、兩議院及び内閣に對して勧告しようとするときは、その決議を要する。

第十八條 兩院法規委員会が、新立法の提案に關して兩議院に勧告するときは、勧告の要旨及びその理由を文書で兩議院の議長に提出しなければならない。

第十九條 兩院法規委員会が、法律及び政令に關して内閣に勧告するときは、勧告の要旨及びその理由を文書で内閣に提出しなければならない。

前項の場合には、委員長からその旨を兩議院の議長に通知する。

第二十條 兩院法規委員会が、國會關係法規の改正について、兩議院に勧告するときは、勧告の要旨及びその理由を附し、案を具えて、文書でこれを兩議院の議長に提出しなければならない。

第二十一條 兩院法規委員会は、その勧告した事項の處理の経過につ

いて、内閣に対し報告書の提出を
求めることができる。

第二十二條 両院法規委員会は、両
議院の議員の外傍聴を許さない。

第二十三條 両院法規委員会は會議
録二部を作り出席者の氏名、表決
の数その他重要な事項を記載しな
ければならない。

第二十四條 両院法規委員会の會議
録には、委員長及び理事がこれに
署名し、各議院に失、一部を保存
する。

第二十五條 両院法規委員会の會議
録は、これを印刷して両議院の議
員に配付する。但し、秘密會議の
記録中特に秘密を要するものと委
員会で決議した部分については、
この限りでない。

第二十六條 両院法規委員会におい
て、懲罰事項があるときは、委員
長はこれをその委員の属する議院
の議長に報告して、処分を求めな
ければならない。

第二十七條 両院法規委員会の事務
は、各議院の参事がこれを掌理す
る。

○議長(松平恒雄君) これらの三案、
即ち両院議長の協議案に賛成の諸君の
起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま
す。よつてこれらの三案は可決せられ
ました。

○議長(松平恒雄君) 報告をいたさせ
ます。

〔内田参事朗読〕

昨日委員長から左の報告書を提出し
た。

昭和二十二年法律第六十三号下級裁
判所の設立及び管轄区域に関する法
律の一部を改正する法律案可決報告
書

○北條秀一君 只今報告せられました
昭和二十二年法律第六十三号下級裁判
所の設立及び管轄区域に関する法律の
一部を改正する法律案をこの際議事日
程に追加して、本案の審議を進められ
んことの動議を提出いたします。

○天田勝正君 只今の北條君の動議に
賛成いたします。

○議長(松平恒雄君) 北條君の動議に
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないもの
と認めます。よつて動議の如く決しま
した。

○議長(松平恒雄君) 昭和二十二年法
律第六十三号下級裁判所の設立及び管
轄区域に関する法律の一部を改正する
法律案を議題といたします。先ず委員
長より委員会の経過及び結果の報告を
求めます。司法委員長伊藤修君。(拍
手)

審査報告書

昭和二十二年法律第六十三号下級
裁判所の設立及び管轄区域に関す
る法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきもの
と議決した。よつて多数意見者の署
名を附し、要領書を添えて報告す
る。

昭和二十二年七月十日

司法委員長 伊藤 修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

小川 友三 山下 善信
大野 幸一 阿竹齊次郎
來馬 琢道 松井 道夫
松村眞一郎 奥 圭一郎
岡部 常 水久保基作
齋 武雄 鈴木 安孝

要領書

一、委員会の決定の理由
簡易裁判所の設立及び管轄区域を
定めた昭和二十二年政令第三十七
号が、第一回國會開会の後六十日
を経過した時、すなわち来る七月
十八日限り、その効力を失うの
で、裁判所法第二條第二項の規定
により、法律を以て簡易裁判所の
設立及び管轄区域を定める必要が
あるのみならず、管轄区域の基準
となつた行政区画その他に変更が
あつた場合についての規定を加え
る必要があるため、この改正法律
案は、適切である。

二、事件の利害得失

(1) 従来の区裁判所の数に比し
て、簡易裁判所の数を著しく増
加して全國に五五九箇所設立し
て、裁判及び檢察の迅速化を図
ることは、檢察官に強制捜査權
を認めないこととしたこと及び
違警罪即決例を廃止したことの
裏付けとして、人權政策を基
調とする新憲法に添うも
のである。

(2) 簡易裁判所の組織に関する根
拠法を政令から法律に移すこと
は、簡易裁判所の地位を安定せ
しめるものである。

(3) 裁判所の管轄区域の基準とな
つた行政区画または郡、市町村
内の町、字その他の区域に変更
があつたときに原則として裁判
所の管轄区域も、またこれに伴
つて変更されることとするこ
とは、そのような場合に一々この
法律を改正しなければならぬ煩
わしさを省くことができる。

三、費用

この改正法律案の実施のために生
ずる費用の純増加額は、年十五万
七千円であるが、本年度の予算に
は特に計上されていない。

昭和二十二年法律第六十三号下級
裁判所の設立及び管轄区域に関す
る法律の一部を改正する法律案
右
國會に提出する。

昭和二十二年七月八日
内閣総理大臣 片山 哲

昭和二十二年法律第六十三号下級
裁判所の設立及び管轄区域に関す
る法律の一部を改正する法律案
昭和二十二年法律第六十三号の一
部を次のように改正する。

第一條中「地方裁判所を」の下に
「別表第三表の通り簡易裁判所を」
加える。

第二條 別表第四表の通り各高等裁
判所、地方裁判所及び簡易裁判所
の管轄区域を定める。

第三條 裁判所の管轄区域の基準と
なつた行政区画に変更があつたと
きは、裁判所の管轄区域も、また
これに伴つて変更される。但し、
あらたに行政区画が設けられたと
き、又は一の裁判所の管轄区域に
属するすべての地域が他の裁判所
の管轄区域に属する行政区画に編
入されたときは、従前の管轄区域
による。

第四條 裁判所の管轄区域の基準となつ
た郡、市町村内の町又は字その他
の区域に変更があつたときも、ま
た前項と同様とする。

第四條 前二條の規定により管轄裁
判所が定まらない地域がある場合
には、この法律の改正によりその
地域を管轄する裁判所が定められ
るまでは、最高裁判所がその裁判
所を定める。
別表第三表を次のように改める。

(第三表)

名	称	所	在	地
東京簡易裁判所		東京都千代田区		
新宿簡易裁判所		東京都新宿区		
台東簡易裁判所		東京都台東区		
墨田簡易裁判所		東京都墨田区		
品川簡易裁判所		東京都品川区		
澁谷簡易裁判所		東京都澁谷区		
東京中野簡易裁判所		東京都中野区		
豊島簡易裁判所		東京都豊島区		
東京北簡易裁判所		東京都北区		
足立簡易裁判所		東京都足立区		
葛飾簡易裁判所		東京都葛飾区		
江戸川簡易裁判所		東京都江戸川区		
八丈島簡易裁判所		東京都八丈島大賀郷村		
伊豆大島簡易裁判所		東京都大島元村		
新島簡易裁判所		東京都大島本村		
八王子簡易裁判所		東京都八王子市		
立川簡易裁判所		東京都立川市		
武蔵野簡易裁判所		東京都武蔵野市		
青梅簡易裁判所		東京都西多摩郡青梅町		
五日市簡易裁判所		東京都西多摩郡五日市町		
横濱簡易裁判所		横濱市中区		
神奈川簡易裁判所		横濱市神奈川区		
横濱西簡易裁判所		横濱市西区		
横濱南簡易裁判所		横濱市南区		
川崎簡易裁判所		川崎市		
鎌倉簡易裁判所		鎌倉市		

名	称	所	在	地
藤澤簡易裁判所		藤澤市		
相模原簡易裁判所		神奈川県相模原市		
神奈川中野簡易裁判所		神奈川県相模原市		
横須賀簡易裁判所		横須賀市		
三崎簡易裁判所		神奈川県三浦郡三崎町		
平塚簡易裁判所		神奈川県平塚市		
小田原簡易裁判所		神奈川県小田原市		
厚木簡易裁判所		神奈川県厚木市		
浦和簡易裁判所		埼玉県浦和市		
川口簡易裁判所		埼玉県川口市		
大宮簡易裁判所		埼玉県大宮市		
久喜簡易裁判所		埼玉県久喜市		
越ヶ谷簡易裁判所		埼玉県越ヶ谷市		
川越簡易裁判所		埼玉県川越市		
飯沼簡易裁判所		埼玉県飯沼市		
熊谷簡易裁判所		埼玉県熊谷市		
小川簡易裁判所		埼玉県小川市		
本庄簡易裁判所		埼玉県本庄市		
秩父簡易裁判所		埼玉県秩父市		
千葉簡易裁判所		千葉県千葉市		
佐倉簡易裁判所		千葉県佐倉市		
大原簡易裁判所		千葉県大原市		
千葉一宮簡易裁判所		千葉県千葉市		
松戸簡易裁判所		千葉県松戸市		
市川簡易裁判所		千葉県市川市		
木更津簡易裁判所		千葉県木更津市		
館山簡易裁判所		千葉県館山市		

岐阜簡易裁判所
東金簡易裁判所
八日市場簡易裁判所
佐原簡易裁判所
水戸簡易裁判所
笠間簡易裁判所
日立簡易裁判所
茨城太田簡易裁判所
大子簡易裁判所
土浦簡易裁判所
石岡簡易裁判所
龍ヶ崎簡易裁判所
取手簡易裁判所
麻生簡易裁判所
鉾田簡易裁判所
下妻簡易裁判所
下館簡易裁判所
古河簡易裁判所
宇都宮簡易裁判所
日光簡易裁判所
真岡簡易裁判所
大田原簡易裁判所
矢板簡易裁判所
烏山簡易裁判所
栃木簡易裁判所
足利簡易裁判所
足尾簡易裁判所
前橋簡易裁判所
高崎簡易裁判所

岐阜市
千葉縣山武郡東金町
千葉縣匝瑳郡八日市場町
千葉縣香取郡佐原町
水戸市
茨城縣西茨城郡笠間町
日立市
茨城縣久慈郡太田町
茨城縣久慈郡大子町
土浦市
茨城縣新治郡石岡町
茨城縣稻敷郡龍ヶ崎町
茨城縣北相馬郡取手町
茨城縣行方郡麻生町
茨城縣鹿島郡鉾田町
茨城縣眞壁郡下妻町
茨城縣眞壁郡下館町
茨城縣猿島郡古河町
宇都宮市
栃木縣上都賀郡日光町
栃木縣芳賀郡真岡町
栃木縣那須郡大田原町
栃木縣鹽谷郡矢板町
栃木縣那須郡烏山町
栃木市
足利市
栃木縣上都賀郡足尾町
前橋市
高崎市

群馬太田簡易裁判所
館林簡易裁判所
伊勢崎簡易裁判所
桐生簡易裁判所
沼田簡易裁判所
中之條簡易裁判所
藤岡簡易裁判所
群馬富岡簡易裁判所
群馬簡易裁判所
清水簡易裁判所
熱海簡易裁判所
群馬三島簡易裁判所
沼津簡易裁判所
下田簡易裁判所
吉原簡易裁判所
島田簡易裁判所
掛川簡易裁判所
濱松簡易裁判所
二俣簡易裁判所
甲府簡易裁判所
群馬簡易裁判所
小笠原簡易裁判所
日下部簡易裁判所
群馬簡易裁判所
谷村簡易裁判所
大月簡易裁判所
吉田簡易裁判所
上野原簡易裁判所
長野簡易裁判所

群馬新田郡太田町
群馬縣邑樂郡館林町
伊勢崎市
桐生市
群馬縣利根郡沼田町
群馬縣吾妻郡中之條町
群馬縣多野郡藤岡町
群馬縣北甘樂郡富岡町
群馬市
清水市
熱海市
三島市
沼津市
群馬縣賀茂郡下田町
群馬縣富士郡吉原町
群馬縣志太郡島田町
群馬縣小笠原郡掛川町
濱松市
群馬縣磐田郡二俣町
甲府市
山梨縣北巨摩郡市川町
山梨縣中巨摩郡小笠原町
山梨縣東山梨郡日下部町
山梨縣南巨摩郡飯澤町
山梨縣南都留郡谷村町
山梨縣北都留郡大月町
山梨縣南都留郡福地村
山梨縣北都留郡上野原町
長野市

飯山簡易裁判所
 屋代簡易裁判所
 上田簡易裁判所
 岩村田簡易裁判所
 松本簡易裁判所
 木曾簡易裁判所
 大町簡易裁判所
 諏訪簡易裁判所
 岡谷簡易裁判所
 飯田簡易裁判所
 伊那簡易裁判所
 新瀉簡易裁判所
 新津簡易裁判所
 卷簡易裁判所
 三條簡易裁判所
 新發田簡易裁判所
 村上簡易裁判所
 長岡簡易裁判所
 小千谷簡易裁判所
 十日町簡易裁判所
 柏崎簡易裁判所
 六日町簡易裁判所
 高田簡易裁判所
 直江津簡易裁判所
 糸魚川簡易裁判所
 相川簡易裁判所
 大阪簡易裁判所
 都島簡易裁判所
 生野簡易裁判所

長野縣下水内郡飯山町
 長野縣埴科郡屋代町
 上田市
 長野縣北佐久郡岩村田町
 松本市
 長野縣西筑摩郡木曾町
 長野縣北安曇郡大町
 諏訪市
 岡谷市
 飯田市
 長野縣上伊那郡伊那町
 新瀉市
 新潟縣中蒲原郡新津町
 新潟縣西蒲原郡巻町
 三條市
 新發田市
 新潟縣岩船郡村上町
 長岡市
 新潟縣北魚沼郡小千谷町
 新潟縣中魚沼郡十日町
 柏崎市
 新潟縣南魚沼郡六日町
 高田市
 新潟縣中頸城郡直江津町
 新潟縣西頸城郡糸魚川町
 新潟縣佐渡郡相川町
 大阪市北区
 大阪市都島区
 大阪市生野区

東淀川簡易裁判所
 西淀川簡易裁判所
 西成簡易裁判所
 阿倍野簡易裁判所
 大阪池田簡易裁判所
 豐中簡易裁判所
 吹田簡易裁判所
 茨木簡易裁判所
 布施簡易裁判所
 枚方簡易裁判所
 堺簡易裁判所
 富田林簡易裁判所
 古市簡易裁判所
 岸和田簡易裁判所
 佐野簡易裁判所
 京都簡易裁判所
 伏見簡易裁判所
 右京簡易裁判所
 向日町簡易裁判所
 木津簡易裁判所
 宇治簡易裁判所
 園部簡易裁判所
 龜岡簡易裁判所
 周山簡易裁判所
 宮津簡易裁判所
 岸山簡易裁判所
 久美濱簡易裁判所
 舞鶴簡易裁判所
 福知山簡易裁判所

大阪府東淀川区
 大阪府西淀川区
 大阪府西成区
 大阪府阿倍野区
 池田市
 豐中市
 吹田市
 大阪府三島郡茨木町
 布施市
 大阪府北河内郡枚方町
 堺市
 大阪府南河内郡富田林町
 大阪府南河内郡古市町
 岸和田市
 大阪府泉南郡佐野町
 京都市中京区
 京都市伏見区
 京都市右京区
 京都府乙訓郡向日町
 京都府相模郡木津町
 京都府久世郡宇治町
 京都府船井郡園部町
 京都府南桑田郡龜岡町
 京都府北桑田郡周山町
 京都府與謝郡宮津町
 京都府中郡岸山町
 京都府熊野郡久美濱町
 舞鶴市
 福知山市

總務部簡易裁判所
神戸簡易裁判所
灘簡易裁判所
西宮簡易裁判所
寶塚簡易裁判所
伊丹簡易裁判所
尼崎簡易裁判所
三田簡易裁判所
明石簡易裁判所
篠山簡易裁判所
柏原簡易裁判所
姫路簡易裁判所
加古川簡易裁判所
社簡易裁判所
龍野簡易裁判所
相生簡易裁判所
山崎簡易裁判所
豊岡簡易裁判所
和田山簡易裁判所
八鹿簡易裁判所
濱坂簡易裁判所
洲本簡易裁判所
奈良簡易裁判所
柳井簡易裁判所
櫻井簡易裁判所
葛城簡易裁判所
宇陀簡易裁判所
五條簡易裁判所
吉野簡易裁判所

京都府何鹿郡鞍部町
神戸市生田区
神戸市灘区
西宮市
兵庫縣武庫郡長元村
伊丹市
尼崎市
兵庫縣有馬郡三田町
明石市
兵庫縣多紀郡篠山町
兵庫縣水上郡柏原町
姫路市
兵庫縣加古郡加古川町
兵庫縣加東郡社町
兵庫縣揖保郡龍野町
相生市
兵庫縣安曇郡山崎町
兵庫縣城崎郡豊岡町
兵庫縣朝來郡和田山町
兵庫縣養父郡八鹿町
兵庫縣美方郡濱坂町
洲本市
奈良市
奈良縣添上郡柳井村
奈良縣磯城郡櫻井町
奈良縣北葛城郡高田町
奈良縣宇陀郡大字町
奈良縣宇智郡五條町
奈良縣吉野郡下市町

十津川簡易裁判所
大津簡易裁判所
今津簡易裁判所
水口簡易裁判所
彦根簡易裁判所
八日市簡易裁判所
滋賀縣八幡簡易裁判所
長濱簡易裁判所
米原簡易裁判所
木之本簡易裁判所
和歌山簡易裁判所
海南簡易裁判所
湯淺簡易裁判所
妙寺簡易裁判所
橋本簡易裁判所
川邊簡易裁判所
周參見簡易裁判所
串本簡易裁判所
御坊簡易裁判所
新宮簡易裁判所
本宮簡易裁判所
名古屋簡易裁判所
中川簡易裁判所
昭和簡易裁判所
西枇杷島簡易裁判所
春日井簡易裁判所
愛知縣戸簡易裁判所
津島簡易裁判所
一宮簡易裁判所

奈良縣吉野郡十津川村
大津市
滋賀縣高島郡今津町
滋賀縣甲賀郡水口町
彦根市
滋賀縣神崎郡八日市町
滋賀縣蒲生郡八幡町
長濱市
滋賀縣坂田郡米原町
滋賀縣伊香郡木之本町
和歌山市
海南市
和歌山縣石田郡湯淺町
和歌山縣伊都郡妙寺町
和歌山縣伊都郡橋本町
田邊市
和歌山縣西牟婁郡周參見町
和歌山縣西牟婁郡串本町
和歌山縣日高郡御坊町
新宮市
和歌山縣東牟婁郡本宮村
名古屋市中川区
名古屋市中区和区
愛知縣西春日井郡西枇杷島町
春日井市
瀬戸市
津島市
一宮市

犬山簡易裁判所
半田簡易裁判所
愛知縣須賀簡易裁判所
岡崎簡易裁判所
安城簡易裁判所
西尾簡易裁判所
舉母簡易裁判所
豐橋簡易裁判所
新城簡易裁判所
津簡易裁判所
鈴鹿簡易裁判所
龜山簡易裁判所
松阪簡易裁判所
上野簡易裁判所
四日市簡易裁判所
桑名簡易裁判所
宇治山田簡易裁判所
鳥羽簡易裁判所
三瀬谷簡易裁判所
木本簡易裁判所
尾鷲簡易裁判所
岐阜簡易裁判所
八幡簡易裁判所
大垣簡易裁判所
御嵩簡易裁判所
多治見簡易裁判所
岐阜中津簡易裁判所
高山簡易裁判所
福井簡易裁判所

愛知縣丹羽郡大山町
半田市
愛知縣知多郡横須賀町
岡崎市
愛知縣碧海郡安城町
愛知縣幡豆郡西尾町
愛知縣西加茂郡舉母町
豐橋市
愛知縣南設樂郡新城町
津市
鈴鹿市
三重縣鈴鹿郡龜山町
松阪市
上野市
四日市市
桑名市
宇治山田市
三重縣志摩郡鳥羽町
三重縣多氣郡三瀬谷村
三重縣南牟婁郡木本町
三重縣北牟婁郡尾鷲町
岐阜市
岐阜縣郡上郡八幡町
大垣市
岐阜縣可兒郡御嵩町
多治見市
岐阜縣惠那郡中津町
高山市
福井市

武生簡易裁判所
大野簡易裁判所
敦賀簡易裁判所
小濱簡易裁判所
金澤簡易裁判所
小松簡易裁判所
七尾簡易裁判所
羽咋簡易裁判所
輪島簡易裁判所
石川飯田簡易裁判所
富山簡易裁判所
八尾簡易裁判所
魚津簡易裁判所
泊簡易裁判所
上市簡易裁判所
高岡簡易裁判所
氷見簡易裁判所
出町簡易裁判所
城端簡易裁判所
石動簡易裁判所
廣島簡易裁判所
可部簡易裁判所
加計簡易裁判所
八重簡易裁判所
大竹簡易裁判所
吳簡易裁判所
竹原簡易裁判所
尾道簡易裁判所
因島簡易裁判所

福井縣南條郡武生町
福井縣大野郡大野町
敦賀市
福井縣速岐郡小濱町
金澤市
小松市
七尾市
石川縣羽咋郡羽咋町
石川縣鳳至郡輪島町
石川縣珠洲郡飯田町
富山市
富山縣婦負郡八尾町
富山縣下新川郡魚津町
富山縣下新川郡泊町
富山縣中新川郡上市町
高岡市
富山縣氷見郡氷見町
富山縣東礪波郡出町
富山縣東礪波郡城端町
富山縣西礪波郡石動町
廣島市
廣島縣安佐郡可部町
廣島縣山縣郡加計町
廣島縣山縣郡八重町
廣島縣佐伯郡大竹町
吳市
廣島縣賀茂郡竹原町
尾道市
廣島縣御調郡土生町

甲山簡易裁判所
福山簡易裁判所
油木簡易裁判所
上下簡易裁判所
三次簡易裁判所
庄原簡易裁判所
山口簡易裁判所
防府簡易裁判所
山口大田簡易裁判所
伊佐簡易裁判所
生雲簡易裁判所
徳山簡易裁判所
鹿野簡易裁判所
萩簡易裁判所
山口深川簡易裁判所
岩國簡易裁判所
本郷簡易裁判所
柳井簡易裁判所
久賀簡易裁判所
下關簡易裁判所
船木簡易裁判所
宇部簡易裁判所
岡山簡易裁判所
牛窓簡易裁判所
玉野簡易裁判所
片上簡易裁判所
玉島簡易裁判所
倉敷簡易裁判所
笠岡簡易裁判所

廣島縣世羅郡甲山町
福山市
廣島縣神石郡油木町
廣島縣甲奴郡上下町
廣島縣變三郡三次町
廣島縣比婆郡庄原町
山口市
防府市
山口縣美禰郡大田町
山口縣美禰郡伊佐町
山口縣阿武郡生雲村
徳山市
山口縣都濃郡鹿野町
萩市
山口縣大津郡深川町
岩國市
山口縣玖珂郡本郷村
山口縣玖珂郡柳井町
山口縣大島郡久賀町
下關市
山口縣厚狹郡船木町
宇部市
岡山市
岡山縣邑久郡牛窓町
玉野市
山縣和氣郡片上町
岡山縣淺口郡玉島町
倉敷市
岡山縣小田郡笠岡町

井原簡易裁判所
高梁簡易裁判所
新見簡易裁判所
津山簡易裁判所
林野簡易裁判所
勝山簡易裁判所
鳥取簡易裁判所
河原簡易裁判所
若狹簡易裁判所
倉吉簡易裁判所
八橋簡易裁判所
米子簡易裁判所
黒坂簡易裁判所
松江簡易裁判所
木次簡易裁判所
今市簡易裁判所
島根大田簡易裁判所
濱田簡易裁判所
益田簡易裁判所
川本簡易裁判所
西郷簡易裁判所
福岡簡易裁判所
東郷簡易裁判所
前原簡易裁判所
甘木簡易裁判所
飯塚簡易裁判所
直方簡易裁判所
小倉簡易裁判所
折尾簡易裁判所

岡山縣後月郡井原町
岡山縣上房郡高梁町
岡山縣阿曾郡新見町
津山市
岡山縣英田郡林野町
岡山縣眞庭郡勝山町
鳥取市
鳥取縣八頭郡河原町
鳥取縣八頭郡若樺町
鳥取縣東伯郡倉吉町
鳥取縣東伯郡八橋町
米子市
鳥取縣日野郡黒坂町
松江市
島根縣大原郡木次町
出雲市
島根縣安濃郡大田町
濱田市
島根縣美濃郡益田町
島根縣邑智郡川本町
島根縣周吉郡西郷町
福岡市
福岡縣宗像郡東郷町
福岡縣糸島郡前原町
福岡縣糟谷郡甘木町
飯塚市
直方市
小倉市
八幡市折尾町

門司簡易裁判所
久留米簡易裁判所
吉井簡易裁判所
柳河簡易裁判所
大牟田簡易裁判所
八女簡易裁判所
行橋簡易裁判所
八屋簡易裁判所
田川簡易裁判所
佐賀簡易裁判所
小城簡易裁判所
鳥栖簡易裁判所
武雄簡易裁判所
六角簡易裁判所
鹿島簡易裁判所
伊萬里簡易裁判所
唐津簡易裁判所
呼子簡易裁判所
長崎簡易裁判所
長崎瀬戸簡易裁判所
大村簡易裁判所
諫早簡易裁判所
島原簡易裁判所
長崎小濱簡易裁判所
佐世保簡易裁判所
平戸簡易裁判所
武生水簡易裁判所
福江簡易裁判所
有川簡易裁判所

門司市
久留米市
福岡縣浮羽郡吉井町
福岡縣山門郡柳河町
大牟田市
福岡縣八女郡福島町
福岡縣京都郡行橋町
福岡縣築上郡八屋町
田川市
佐賀市
佐賀縣小城郡小城町
佐賀縣三養基郡鳥栖町
佐賀縣杵島郡武雄町
佐賀縣杵島郡六角村
佐賀縣藤津郡鹿島町
佐賀縣西松浦郡伊萬里町
唐津市
佐賀縣東松浦郡呼子町
長崎市
長崎縣西彼杵郡瀬戸町
大村市
諫早市
島原市
長崎縣南高來郡小濱町
佐世保市
長崎縣北松浦郡平戸町
長崎縣壹岐郡武生水町
長崎縣南松浦郡福江町
長崎縣南松浦郡有川町

長崎簡易裁判所
佐須奈簡易裁判所
大分簡易裁判所
別府簡易裁判所
杵築簡易裁判所
國東簡易裁判所
中津簡易裁判所
宇佐簡易裁判所
玉津簡易裁判所
日田簡易裁判所
竹田簡易裁判所
三重簡易裁判所
佐伯簡易裁判所
臼杵簡易裁判所
熊本簡易裁判所
三角簡易裁判所
荒尾簡易裁判所
玉名簡易裁判所
山鹿簡易裁判所
宮地簡易裁判所
高森簡易裁判所
御船簡易裁判所
濱町簡易裁判所
八代簡易裁判所
水俣簡易裁判所
人吉簡易裁判所
天草簡易裁判所
牛深簡易裁判所
鹿兒島簡易裁判所

長崎縣下縣郡嚴原町
長崎縣上縣郡佐須奈村
大分市
別府市
大分縣遠見郡杵築町
大分縣國東郡國東町
中津市
大分縣宇佐郡四日市町
大分縣西國東郡高田町
日田市
大分縣直入郡竹田町
大分縣大野郡三重町
佐伯市
大分縣北海部郡臼杵町
熊本市
熊本縣宇土郡三角町
荒尾市
熊本縣玉名郡玉名町
熊本縣鹿本郡山鹿町
熊本縣阿蘇郡宮地町
熊本縣阿蘇郡高森町
熊本縣上益城郡御船町
熊本縣上益城郡濱町
八代市
熊本縣葦北郡水俣町
人吉市
熊本縣天草郡本渡町
熊本縣天草郡牛深町
鹿兒島市

伊集院簡易裁判所
種子島簡易裁判所
屋久島簡易裁判所
加治木簡易裁判所
大口簡易裁判所
岩川簡易裁判所
知覽簡易裁判所
加世田簡易裁判所
揖宿簡易裁判所
川内簡易裁判所
出水簡易裁判所
飯島簡易裁判所
鹿屋簡易裁判所
大根占簡易裁判所
宮崎簡易裁判所
妻簡易裁判所
祇肥簡易裁判所
都城簡易裁判所
小林簡易裁判所
延岡簡易裁判所
富島簡易裁判所
高千穂簡易裁判所
仙臺簡易裁判所
大河原簡易裁判所
古川簡易裁判所
岩出山簡易裁判所
築館簡易裁判所
石巻簡易裁判所
登米簡易裁判所

鹿兒島縣日置郡伊集院町
鹿兒島縣龍毛郡西之表町
鹿兒島縣龍毛郡上屋久村
鹿兒島縣始良郡加治木町
鹿兒島縣伊佐郡大口町
鹿兒島縣壱波郡岩川町
鹿兒島縣川邊郡知覽町
鹿兒島縣川邊郡加世田町
鹿兒島縣揖宿郡揖宿町
川内市
鹿兒島縣出水郡出水町
鹿兒島縣薩摩郡上飯村
鹿屋市
鹿兒島縣肝屬郡大根占町
宮崎市
宮崎縣兒湯郡妻町
宮崎縣南那珂郡祇肥町
都城市
宮崎縣西諸縣郡小林町
延岡市
宮崎縣東臼杵郡富島町
宮崎縣西臼杵郡高千穂町
仙臺市
宮崎縣榮田郡大河原町
宮崎縣志田郡古川町
宮崎縣玉造郡岩出山町
宮崎縣栗原郡築館町
石巻市
宮崎縣登米郡登米町

氣仙沼簡易裁判所
志津川簡易裁判所
福島簡易裁判所
二本松簡易裁判所
郡山簡易裁判所
三春簡易裁判所
白河簡易裁判所
須賀川簡易裁判所
柳食簡易裁判所
若松簡易裁判所
喜多方簡易裁判所
田島簡易裁判所
平簡易裁判所
福島縣雙葉郡富岡町
相馬簡易裁判所
山形簡易裁判所
楢岡簡易裁判所
寒河江簡易裁判所
新庄簡易裁判所
米澤簡易裁判所
長井簡易裁判所
鶴岡簡易裁判所
酒田簡易裁判所
盛岡簡易裁判所
花巻簡易裁判所
二戸簡易裁判所
久慈簡易裁判所
盛岡簡易裁判所
釜石簡易裁判所

宮崎縣本吉郡氣仙沼町
宮崎縣本吉郡志津川町
福島市
福島縣安達郡二本松町
郡山市
福島縣田村郡三春町
福島縣西白河郡白河町
福島縣岩瀨郡須賀川町
福島縣東白川郡柳食町
若松市(福島縣)
福島縣三春郡喜多方町
福島縣南會津郡田島町
平市
福島縣雙葉郡富岡町
福島縣相馬郡中村町
山形市
山形縣北村山郡楢岡町
山形縣西村山郡寒河江町
山形縣最上郡新庄町
米澤市
山形縣西置賜郡長井町
鶴岡市
酒田市
盛岡市
岩手縣神宮郡花巻町
岩手縣二戸郡福岡町
岩手縣九戸郡久慈町
岩手縣上閉伊郡盛岡町
釜石市

盛簡易裁判所
 宮古簡易裁判所
 岩泉簡易裁判所
 一關簡易裁判所
 水澤簡易裁判所
 秋田簡易裁判所
 船川港簡易裁判所
 能代簡易裁判所
 本莊簡易裁判所
 大館簡易裁判所
 花輪簡易裁判所
 横手簡易裁判所
 湯澤簡易裁判所
 大曲簡易裁判所
 角館簡易裁判所
 青森簡易裁判所
 蟹田簡易裁判所
 大湊簡易裁判所
 野邊地簡易裁判所
 五所川原簡易裁判所
 弘前簡易裁判所
 磐ヶ澤簡易裁判所
 八戸簡易裁判所
 三本木簡易裁判所
 札幌簡易裁判所
 岩見澤簡易裁判所
 夕張簡易裁判所
 稚川簡易裁判所
 室蘭簡易裁判所
 伊達簡易裁判所

岩手縣氣仙郡盛町
 宮古市
 岩手縣下閉伊郡岩泉町
 岩手縣西磐井郡一關町
 岩手縣膽澤郡水澤町
 秋田市
 秋田縣南秋田郡船川港町
 能代市
 秋田縣由利郡本莊町
 秋田縣北秋田郡大館町
 秋田縣鹿角郡花輪町
 秋田縣平鹿郡横手町
 秋田縣雄勝郡湯澤町
 秋田縣仙北郡大曲町
 秋田縣仙北郡角館町
 青森市
 青森縣東津輕郡蟹田町
 青森縣下北郡大湊町
 青森縣上北郡野邊地町
 青森縣北津輕郡五所川原町
 弘前市
 青森縣西洋輕郡磐ヶ澤町
 八戸市
 青森縣上北郡三本木町
 札幌市
 岩見澤市
 夕張市
 北海道空知郡稚川町
 室蘭市
 北海道有珠郡伊達町

苫小牧簡易裁判所
 浦河簡易裁判所
 靜内簡易裁判所
 小樽簡易裁判所
 岩内簡易裁判所
 俱知安簡易裁判所
 函館簡易裁判所
 本古内簡易裁判所
 松前簡易裁判所
 森簡易裁判所
 八雲簡易裁判所
 網走簡易裁判所
 江差簡易裁判所
 釧路簡易裁判所
 旭川簡易裁判所
 石狩深川簡易裁判所
 富良野簡易裁判所
 名寄簡易裁判所
 士別簡易裁判所
 紋別簡易裁判所
 中頓別簡易裁判所
 留萌簡易裁判所
 羽幌簡易裁判所
 稚内簡易裁判所
 天鹽簡易裁判所
 釧路簡易裁判所

北海道勇拂郡苫小牧町
 北海道浦河郡浦河町
 北海道靜内郡靜内町
 小樽市
 北海道岩内郡岩内町
 北海道釧田郡俱知安町
 函館市
 北海道士幌郡本古内町
 北海道松前郡松前町
 北海道茅部郡森町
 北海道山越郡八雲町
 北海道網走郡網走町
 北海道樺山郡江差町
 北海道釧路郡釧路町
 旭川市
 北海道雨龍郡深川町
 北海道空知郡富良野町
 北海道上川郡名寄町
 北海道上川郡士別町
 北海道紋別郡紋別町
 北海道枝幸郡中頓別町
 北海道留萌郡留萌町
 北海道古川郡羽幌町
 北海道空知郡稚内町
 北海道天鹽郡天鹽町
 釧路市

厚岸簡易裁判所
帶廣簡易裁判所
十勝池田簡易裁判所
本別簡易裁判所
廣尾簡易裁判所
網走簡易裁判所
美幌簡易裁判所
斜里簡易裁判所
北見簡易裁判所
遠輕簡易裁判所
根室簡易裁判所
標津簡易裁判所
高松簡易裁判所
平井簡易裁判所
三本松簡易裁判所
瀧宮簡易裁判所
土庄簡易裁判所
丸龜簡易裁判所
善通寺簡易裁判所
觀音寺簡易裁判所
德島簡易裁判所

北海道厚岸郡厚岸町
帶廣市
北海道中川郡池田町
北海道中川郡本別町
北海道廣尾郡廣尾町
網走市
北海道網走郡美幌町
北海道斜里郡斜里町
北見市
北海道紋別郡遠輕町
北海道根室郡根室町
北海道標津郡標津村
高松市
香川縣木田郡平井町
香川縣大川郡三本松町
香川縣綾歌郡瀧宮村
香川縣小豆郡土庄町
丸龜市
香川縣仲多度郡善通寺町
香川縣三豐郡觀音寺町
德島市

德島縣簡易裁判所
牟岐簡易裁判所
脇町簡易裁判所
德島池田簡易裁判所
川島簡易裁判所
高知簡易裁判所
本山簡易裁判所
赤岡簡易裁判所
須崎簡易裁判所
窪川簡易裁判所
安藝簡易裁判所
中村簡易裁判所
宿毛簡易裁判所
松山簡易裁判所
久万簡易裁判所
大洲簡易裁判所
八幡濱簡易裁判所
西條簡易裁判所
愛媛三島簡易裁判所
今治簡易裁判所
宇和島簡易裁判所
野村簡易裁判所
城邊簡易裁判所

德島縣那賀郡富岡町
德島縣海部郡牟岐町
德島縣美馬郡脇町
德島縣三好郡池田町
德島縣麻植郡川島町
高知市
高知縣長岡郡本山町
高知縣香美郡赤岡町
高知縣高岡郡須崎町
高知縣高岡郡窪川町
高知縣安藝郡安藝町
高知縣幡豆郡中村町
高知縣幡豆郡宿毛町
松山市
愛媛縣上浮穴郡久万町
愛媛縣喜多郡大洲町
八幡濱市
西條市
愛媛縣宇摩郡三島町
今治市
宇和島市
愛媛縣東宇和郡野村町
愛媛縣南宇和郡城邊町

(第四表)

裁判所	管轄区域
東京	東京都の内 千代田区 中央区 港区 文京区
新宿	東京都の内 新宿区
台東	東京都の内 台東区
墨田	東京都の内 墨田区 江東区
品川	東京都の内 品川区 大田区
澁谷	東京都の内 澁谷区 目黒区 世田谷区
東京中野	東京都の内 中野区 杉並区
豊島	東京都の内 豊島区 板橋区
東京北	東京都の内 北区 荒川区
足立	東京都の内 足立区
葛飾	東京都の内 葛飾区
江戸川	東京都の内 江戸川区
八丈島	東京都の内 八丈島
伊豆大島	東京都の内 元村 岡田村 泉津村 野増村 差木地村 渡津港村 利島村 大島の内 新島本村 新島若郷村 神津島村 東京都の内 三宅島の内 三宅村 阿古村 坪田村 御蔵島村

横 濱														裁高 判所等
横 濱														裁地 判所方
中神 奈川 野川	相模 原	藤 澤	鎌 倉	川 崎	横濱 南	横濱 西	神奈 川	横 濱	五 日 市	青 梅	武 蔵 野	立 川	八 王 子	裁簡 判所易
神奈川縣の内 津久井郡	神奈川縣の内 相模原町	神奈川縣の内 藤澤市(八幡、江ノ島を除く) 高座郡の内 小田村 海老名町 茅ヶ崎町 綾瀬町 辻谷町	神奈川縣の内 鎌倉市 横濱市 戸塚区	神奈川縣の内 川崎市	神奈川縣の内 横濱市 南区 磯子区	神奈川縣の内 横濱市 西区 保土ヶ谷区	神奈川縣の内 横濱市 鶴見区 神奈川区 港北区	神奈川縣の内 横濱市 中区	東京都の内 五日市町 戸倉村 小宮村 多西村 東秋留村 平井村 増戸村 大久野村	東京都の内 青梅町 成木村 小河内村 瑞穂村 調布村 吉野村 三田村 古里村 氷川町	東京都の内 武蔵野市 久留米町 保谷町 小金井町 田無町 東村山町 清瀬村	東京都の内 立川市 昭和多摩郡の内 西府市 多摩郡 府中町 国分寺町 神代村 狛江村 調布町	東京都の内 八王子市 南多摩郡	管 轄 区 執

[illegible][illegible]

[illegible]

東京

取 手	賊 生	鉢 田	下 妻	下 館	古 河
茨城縣の内の 相馬郡の内 取手町 守谷町 川原代村 鹿島郡の内 鹿島町 鹿野村 中野村 若松村 波野村 矢野部村 鵜郷村 豊津村 高松村 息栖村	茨城縣の内の 鹿島郡の内 鹿島町 中野村 若松村 波野村 矢野部村 鵜郷村 豊津村 高松村 息栖村	茨城縣の内の 鹿島郡の内 鹿島町 上島村 沼前村 白鳥村 巴村 徳宿村 諏訪村 夏海村	茨城縣の内の 鹿島郡の内 鹿島町 上島村 沼前村 白鳥村 巴村 徳宿村 諏訪村 夏海村	茨城縣の内の 鹿島郡の内 鹿島町 上島村 沼前村 白鳥村 巴村 徳宿村 諏訪村 夏海村	茨城縣の内の 鹿島郡の内 鹿島町 上島村 沼前村 白鳥村 巴村 徳宿村 諏訪村 夏海村

[illegible]

[illegible]

長野

上野原	山梨縣の内 北都留郡の内 西原村 小菅村 甲東村 殿村 丹波山村 大鶴村 島田村 眞原村
長野	長野縣の内 更級郡の内 大岡村 中津川村 稲里村 真島村 信濃郡の内 八幡村 篠ノ井町 青木島村 桑原村 日原村 牧崎村 更府村 川柳村 信田村 稻荷山町 小信里村 共和村 尾村 御厨村 東福寺村 小島田村 西寺村 中島村
飯山	長野縣の内 下内郡 下高井郡
屋代	長野縣の内 埴科郡の内 村上村 力石村 上山田村
上田	長野縣の内 上田市の内 北佐久郡の内 北御牧村
岩村田	長野縣の内 北佐久郡の内 南佐久郡の内 中佐田町 岩田村 中佐田村 五郎兵衛村 南郷村 芦田村 横田村 三都和村 布施村 春日村 協和本村
松本	長野縣の内 松本市 東筑摩郡 南安曇郡
木曾福島	長野縣の内 西筑摩郡
大町	長野縣の内 北安曇郡
諏訪	長野縣の内 諏訪市の内 下諏訪町 富士見村 金澤村 落合村 本郷村 境村 中洲村 湖南村 宮川村 永明村 玉川村 泉野村
岡谷	長野縣の内 岡谷市の内 川岸村 長地村 湊村
飯田	長野縣の内 飯田市の内 下伊那郡
伊那	長野縣の内 上伊那郡

新

新 潟	新潟縣の内 中蒲原郡の内 西野村 内野町 龍田町 坂井輪村 黒端村 横越村 大江山村
新 津	新潟縣の内 東蒲原郡の内 金津根村 新庄須戸町 白根町 根岸村 小松村 新飯田村 菅名村 鷺巻村 川内村 大郷村 須山村
卷	新潟縣の内 西蒲原郡の内 岩室村 峰岡村 漆山村 浦領村 月瀧村 和納村 吉田町 彌彦村 米穀津村 角田村 赤塚村 中野小屋村 鐵郷村 鍛冶村 山崎村 森岡村 下條村 山上村 大崎村
三 條	新潟縣の内 南蒲原郡の内 本成寺村 非栗村 加茂町 福島村 大崎村 粟生津村 地蔵堂町 小吉村 小中川村 島上村 國上村 七谷村
新發田	新潟縣の内 新發田市 北蒲原郡
村上	新潟縣の内 岩船郡
長 岡	新潟縣の内 長岡市 古志郡 見附町の内 今町 新堀村 中之島村 葛巻村 大面村 三日市の内 日越村 王寺川村 關原町 宮本村 大植村 深才村 寺泊町 大河津村 出雲崎町 西越村 鳥田村
小千谷	新潟縣の内 北魚沼郡の内 塚山村 片貝村 來迎寺村 岩塚村
十日町	新潟縣の内 中魚沼郡
柏 崎	新潟縣の内 柏崎市 刈羽郡
六日町	新潟縣の内 南魚沼郡

豊中	大阪池田	阿倍野	西成	西淀川	東淀川	生野	都島	大阪	相川	糸魚川	直江津	高田
大阪府の内 豊能郡の内 庄内町	大阪府の内 豊能郡の内 歌垣村 田尻村 西能勢村 吉川村 東能勢村 東郷村	大阪府の内 中河内郡の内 加美村 美村 東住吉区	大阪府の内 住吉区 西成区	大阪府の内 西淀川区 大淀町	大阪府の内 東淀川区 東淀町	大阪府の内 東成区 生野区	大阪府の内 都島区 旭区 城東区	大阪府の内 北区 天王寺区 南区 此花区 東区 西区 大正区 港区	新潟縣の内 佐渡郡	新潟縣の内 西頸城郡	新潟縣の内 中頸城郡 東頸城郡 上米山村 旭村 吉川村 源村 黒岩村 黒川村 米山村	新潟縣の内 新津市 中津川市 上米山村 旭村 吉川村 源村 黒岩村 黒川村 米山村

伏見	京都	佐野	岸和田	古市	富田林	堺	枚方	布施	茨木	吹田
京都府の内 伏見区	京都府の内 上京区 中京区 下京区 左京区 東山区	大阪府の内 泉南郡 泉大津市 貝塚市	大阪府の内 岸和田市 泉北郡 忠岡町 八坂町 信太村 北池田村 北松尾村	大阪府の内 高市郡 高市町 道明寺町 志紀村 駒ヶ谷村 西浦村 植生村	大阪府の内 富田林町 長野町 石川村 磯長村 山田村 白木村 三日市村	大阪府の内 泉北郡 高市町 西泉町 阪石村 久世村 東陶器村 上神谷村	大阪府の内 守口市 北河内郡	大阪府の内 中河内郡 川安村 八尾町 龍華町 西都村 久寶寺村 大正村	大阪府の内 高槻市 三島郡 玉村 春日村 三箇村 阿武野村 五領村 島本町	大阪府の内 吹田市 三島郡 味生村 味吉村 新田村 山田村

大阪

西宮	費塚	伊丹	尼崎	三田	明石	篠山	柏原	姫路	加古川	社	龍野	相生	山崎	鹽岡
兵庫縣の内 西宮市 武庫郡の内 本山村 本庄村	兵庫縣の内 武庫郡の内 川邊郡の内 小栗村 有馬郡の内 鹽瀬村 長尾村 中谷村 多田村 東谷村 六瀬村 西谷村	兵庫縣の内 伊丹市 川邊郡の内 川西市	兵庫縣の内 尼崎市の内 武庫郡の内 鳴尾村 兵庫縣の内 有馬郡の内 三田町 三輪町 道場村 山口村 八多村 大瀬村 長尾村	兵庫縣の内 明石市の内 明石郡	兵庫縣の内 多紀郡	兵庫縣の内 姫路市の内 飾磨郡 神崎郡	兵庫縣の内 加古郡 印南郡	兵庫縣の内 加東郡 多可郡 加西郡	兵庫縣の内 揖保郡 佐用郡	兵庫縣の内 相生市の内 赤穂郡	兵庫縣の内 赤穂郡	兵庫縣の内 出石郡 城崎郡 豊岡町 新田村 五莊村 奈佐村 三坂村 中勝村 内川	兵庫縣の内 出石郡 城崎郡 豊岡町 新田村 五莊村 奈佐村 三坂村 中勝村 内川	

						大津						
湯淺	海	和歌山	木之本	米原	長濱	滋賀八幡	八日市	彦根	水口	今津		
和歌山縣の内 有田郡	和歌山縣の内 海南市 安原村 那賀郡の内 東野上町 志賀野村	和歌山縣の内 和歌山市 山口村 紀伊村 中村 岩出町 東貴志村	滋賀縣の内 伊香郡	滋賀縣の内 坂田郡	滋賀縣の内 長濱市 東浅井郡	滋賀縣の内 蒲生郡の内 八幡町 平田村	滋賀縣の内 西小椋村 神崎郡 愛知郡 市原村 南原村 北比都佐村	滋賀縣の内 彦根市 愛知郡 秦川村 角井村 日枝村	滋賀縣の内 甲賀郡	滋賀縣の内 高島郡		
	巽村 仁義村 加茂村 鹽津村 大崎村	東山 直川村 有功村 太町 岡崎村 川永村				岡山村 馬淵村 老蘇村 鏡山村 金田村 武佐村	玉緒村 豊稗村 中野村 市邊村 鎌掛村 西大路村 南比都佐村	東押立村 稻枝村 稻村 葉枝見村 八木莊				
	北野上村 中野上村 南野上村 小川村 上神	丸栖村 中倉村 池田村 西貴志					朝日					
	猿川村 眞國村 細野村											

[illegible]

新 城	豐 橘	學 母	西 尾	安 城	岡 崎	賀 愛知横須	半 甲	犬 山	一 宮	津 島	愛知瀬戸	春日井	西 批 杷 島	昭 和
愛知縣の内 南設樂郡	愛知縣の内 豊橋市	愛知縣の内 西加茂郡	愛知縣の内 幡豆郡	愛知縣の内 碧海郡	愛知縣の内 岡崎市	愛知縣の内 知多郡の内 横須賀市	愛知縣の内 知多郡の内 谷村町	愛知縣の内 丹羽郡	愛知縣の内 一宮市	愛知縣の内 津島市	愛知縣の内 瀬戸市	愛知縣の内 春日井市	愛知縣の内 西春日井郡	愛知縣の内 名古屋市の内 昭和区
北設樂郡	豊川市	東加茂郡			額田郡	阿久比町	河和町	中島郡	中島郡	海部郡	志段味村	高藏寺町	日進村	瑞穂区
八名郡	寶飯郡					東浦村	師崎町	葉栗郡			水野村	坂下町	東郷村	南区
	渥美郡					篠島村	豊濱町					小牧町	鳴海町	
						日間賀島村	武豊町					味岡村	豊明村	
						野間町	富貴村					篠岡村		
						大高町	小鈴							

名古歴												
福井						岐阜						
小松	金澤	小濱	敦賀	大野	武生	福井	高山	岐阜中津	多治見	御嵩	大垣	八幡
小松市 能見郡の内 大杉町 根北町 川北町	石川縣の内 小松市 江沼郡 能見郡の内 尾口村 白峯村	石川縣の内 金澤市 河北郡 尾口村 白峯村	福井縣の内 敦賀郡 三方郡	福井縣の内 大野郡	福井縣の内 丹生郡 今立郡 立待村 吉川村 豊村 吉野村 大坂村 高崎村 糸生村	福井縣の内 丹生郡 今立郡 立待村 吉川村 豊村 吉野村 大坂村 高崎村 糸生村	福井縣の内 丹生郡 今立郡 立待村 吉川村 豊村 吉野村 大坂村 高崎村 糸生村	岐阜縣の内 高山市 大野郡 吉城郡 小坂町 下呂町 竹原村 上原村 中廣村 川西村	岐阜縣の内 多治見市 土岐郡	岐阜縣の内 可兒郡 加茂郡 古井町 山之上村 蜂屋村 加茂野村 坂祝村 飯見村	岐阜縣の内 大垣市 海津郡 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡	岐阜縣の内 八幡町 川合村 口明方村 山田村 相生村 奥明方村

[illegible]

伊佐	山口大田	防府	山口	庄原	三次	上下	油木	福山	甲山	因島	尾道
山口縣の内 美祿郡の内 伊佐町 東厚保村 西厚保村 大嶺町 於福村	山口縣の内 美祿郡の内 大田町 共和村 眞長田村 秋吉村 岩永村 赤郷村	山口縣の内 防府市 佐波郡	山口縣の内 吉敷郡の内 仁保村 小鯖村 大内村 大道村 秋穂町 鑓鏡司村	山口縣の内 比婆郡	山口縣の内 廣島縣の内 雙三郡 高田郡	山口縣の内 甲奴郡	山口縣の内 神石郡	山口縣の内 沼隈郡の内 深安郡 廣品郡 福山市 横島村 田島村 千年村 熊野村 水呑村	山口縣の内 廣島縣の内 世羅郡	山口縣の内 廣島縣の内 土生町 三庄町 田熊村 重井村 中庄村 三浦村 大濱村	山口縣の内 廣島縣の内 御調郡の内 三庄町 田熊村 重井村 中庄村 三浦村 大濱村

廣島											
山口											
岡山	宇部	船木	下關	久賀	柳井	本郷	岩國	山口深川	萩	鹿野	徳山
岡山縣の内 岡山市 御津郡 赤磐郡 上道郡	山口縣の内 宇部市 吉敷郡の内 東岐波村	山口縣の内 小野田市 厚狭郡	山口縣の内 下關市 豊浦郡	山口縣の内 大島郡	山口縣の内 柳井町 神代村 日積村 鳴門村 新庄村 余田村 伊陸村 能毛郡の内 佐賀村 田布施町 伊保庄村 阿月村 室津村 上郷村 佐賀村 曾根村 麻里府村 城南村 麻郷村	山口縣の内 本郷町 廣瀬町 桑根村 秋中村 河山村 深須村 高根村 賀茂郡の内 見瀬村	山口縣の内 岩國市 小瀬村 和木村 藤河村 御庄村 北河内村 南河内村 米川村 川越村 坂上村 高森町 玖珂町	山口縣の内 山口深川市 大津郡	山口縣の内 萩市 阿武郡の内 佐賀村 小川村 大井村 見島村 奈古町 三見村 明木村 佐賀村 須佐町 江崎町 宇田郷村 福賀村	山口縣の内 山口縣の内 向道村 須金村	山口縣の内 徳山郡 下松市 光市 都賀郡 中須村 長穂村 米川村 周防郡 三丘村 高水村 勝間村 八代村 大和村

岡山										
牛窓	玉野	片上	玉島	倉敷	笠岡	井原	高梁	新見	津山	鳥取
岡山縣の内 邑久郡	岡山縣の内 児島郡の内 味野町 八濱町 小瀬村 江村 立江村 本莊村 藤戸町 郷内村 栗浦町 甲浦村	岡山縣の内 和氣郡 長尾町 船穂町 富田村 黒崎村 金光町 寄島町	岡山縣の内 浅口郡の内 六條町 里庄村 鴨方町 大島村	岡山縣の内 倉敷市 児島郡の内 福田村 興除村 藤田村 西阿知町	岡山縣の内 小田郡の内 金浦町 城見村 陶山町 大井村 吉田村 新山村 今井村 神島外村 北木島村 眞鍋島村 稻倉村 大井村	岡山縣の内 小田郡の内 矢掛町 北川村 美山村 川面村 宇戸村 三谷村 中川村	岡山縣の内 上房郡 川上郡	岡山縣の内 阿蘇郡	岡山縣の内 津山市 苦田郡 久米郡	鳥取縣の内 鳥取市 八頭郡の内 岩美郡 中私郡村 上私郡村 美郷村 東郷村 大郷村 大正村 吉岡村 湖山村 千代水村 瑞穂村 正條村 勝部村 寶木村 青谷町 日置谷村

松江										
河原	若櫻	倉吉	八橋	米子	黒坂	松江	木次	今市	島根大田	濱田
鳥取縣の内 八頭郡の内 河原町 西郷村 散岐村 大村 用瀬町 佐治村 社村 國英村 八上村 船岡村 大伊村 賀茂村 國中村 智頭町	鳥取縣の内 八頭郡の内 若櫻町 池田村 丹比村 八東村 安部村 大御門村 隼村	鳥取縣の内 東伯郡の内 倉吉町 小鴨村 矢送村 山守村 北谷村 高城村 西郷村 上吉町 小南村 宇野村 三徳村 東郷村 上井町 灘手村 旭村	鳥取縣の内 東伯郡の内 赤碓町 以西村 成美村 安田村 上中山村 浦安町 由良町 大誠村 榮村 古布庄村 下郷村	鳥取縣の内 米子郡の内 西伯郡 江尾村 神奈川村 米澤村 日光村 溝口町 二部村	鳥取縣の内 日野郡の内 根雨町 日野村 石見村 福榮村 日野上村 多里村 山上村 大宮村 阿尾嶽村	鳥取縣の内 松江市 八束郡 能義郡	鳥取縣の内 大原郡 仁多郡 飯名郡	鳥取縣の内 出雲市 鹿川郡	鳥取縣の内 安濃郡 瀬戸郡	鳥取縣の内 濱田市 那賀郡

福岡													
福岡	東郷	前原	甘木	飯塚	直方	小倉	折尾	門司	久留米	吉井	柳河	大牟田	八女
福岡縣の内 福岡市 糟屋郡 筑紫郡 早良郡	福岡縣の内 宗像郡	福岡縣の内 糸島郡	福岡縣の内 朝倉郡	福岡縣の内 飯塚市 嘉穂郡	福岡縣の内 直方市 鞍手郡	福岡縣の内 小倉市 八幡市(折尾町を除く) 戸畑市 若松市 企救郡	福岡縣の内 八幡市折尾町 遠賀郡	福岡縣の内 門司市	福岡縣の内 久留米市 三井郡 三井郡 荒木村 江上村 大溝村 大塚村 西牟田村 安武村 荒木村 大善寺町 三潞村	福岡縣の内 浮羽郡	福岡縣の内 山門郡 三潞郡の内 大野島村 川口村 昭代村 田口村 蒲池村 大牟田町 木佐木村 木室村 三叉村	福岡縣の内 大牟田市 三池郡	福岡縣の内 八女郡
福岡縣の内 田川市 田川郡	福岡縣の内 京都郡	福岡縣の内 築上郡											

佐賀										長崎			
佐賀	小城	鳥栖	武雄	六角	鹿島	伊萬里	唐津	呼子	長崎	長崎	大村	諫早	島原
佐賀縣の内 佐賀市 佐賀郡 神埼郡	佐賀縣の内 小城郡	佐賀縣の内 三養基郡	佐賀縣の内 杵島郡の内 朝日村 若木村 武内村 住吉村 中通村 西川登村 東川登村 橋下村 北方町	佐賀縣の内 杵島郡の内 大町町 江北村 須古村 白石町 福富村 北有明村 南有明村 錦江村 龍王村	佐賀縣の内 藤津郡	佐賀縣の内 西松浦郡	佐賀縣の内 唐津市 佐賀縣の内 東松浦郡の内 鏡村 玉島村 七山村 久里村 鬼塚村 北波多村 入野村 有浦村 嚴木村 相知町	佐賀縣の内 東松浦郡の内 佐賀縣の内 呼子町 値賀村 名護屋村 湊村 打上村	長崎縣の内 西彼杵郡の内 西彼杵市 香焼村 蚊焼村 伊王島村 高島村 高濱村 野母村 脇村 長興村 龜田村 式見村 矢上村 黒崎村 村松村 長浦村 龜岳村	長崎縣の内 西彼杵郡の内 黒崎市 多良良村 雪浦村 神浦村 松島村 江島村 崎戸町 黒崎市 多良良村 七釜村 面高村 瀬川村	長崎縣の内 東彼杵郡の内 東彼杵市 千綿村	長崎縣の内 諫早市 北高来郡 喜々津村	長崎縣の内 南島原市 堂崎村 有家町 西有家町 北有馬村 西郷村 大正村 守山村 山田村 愛野村

福岡										
大分										
國東	中津	宇佐	玉津	日田	竹田	三重	佐伯	臼杵	熊本	三角
大分縣の内 東郷郡の内 國東町 西武藏村 中武藏村 伊美村 安岐町 南安岐村 來浦町 熊毛村 上國崎村 富來町 竹田津町 旭日村	太分縣の内 中津市 下毛郡	大分縣の内 宇佐郡	大分縣の内 西國東郡 日田郡 玖珠郡	大分縣の内 直入郡の内 竹田町 荻村 菅生村 下竹田村 玉來町 松本村 宮城村 久住町 城原村 白丹村 都野村 柏原村	大分縣の内 長湯村 野縣の内 三重町 長谷川村 戸上村 長谷村 南野津村 千歲村 大野町 菅尾村 緒方村 新田村 小富士村 白山村 合川村 牧口村	大分縣の内 佐伯市 大野郡の内 小野市 重岡村	大分縣の内 北津留村 津久見町 下ノ江村 下北津留村 日代村 海邊村 保土島村	熊本縣の内 熊本市 飽託郡 菊池町 阿蘇郡 平真城村 阿蘇郡 下益城郡 松橋町 小野部村 杉山村 宇土郡 宇土町 森村 花園村 綠川村 網津村 不知火村 松合町	熊本縣の内 宇土郡 宇土町 天草郡 登良町 下津浦村 網田村 大嶽村 郡浦村 戸馳村 中村 大浦村 須子村 赤崎村 上津浦村	

熊本

天 草	人 吉	水 俣	八 代	濱 町	御 船	高 森	宮 地	山 鹿	玉 名	荒 尾
熊本縣の内 天草郡の内 本渡町 佐伊津村 御領村 鬼池村 手野村 城河原村 宮地村 宮地村 宮地村 宮地村 宮地村 宮地村 下田村 高瀬村 坂瀬川村 二江町 都呂々村	熊本縣の内 人吉市 球磨郡	熊本縣の内 益城郡の内 八代市 八代郡	熊本縣の内 上益城郡の内 阿蘇郡の内 小峯村 馬見原町 菅尾村	熊本縣の内 下益城郡の内 東砥用村 年福村	熊本縣の内 上益城郡の内 御船町 小旗村 龍野村 甲佐町 宮内村 乙女村 豊秋村 神水村 小旗村 大島村 六嘉村 木倉村 高木村 七龍村 河内村 白水町 廣安村 秋津村 飯野村 福田村 津森村	熊本縣の内 高森郡の内 久木野村 野尻村 草部村 色見村 白水村 長陽村	熊本縣の内 阿蘇郡の内 宮地町 坂梨村 中通村 黒川村 波野村 湊山村 古城村 内牧町 尾ヶ石村 永水村 小國町 南小國村	熊本縣の内 鹿本郡の内 北合志村 西合志村 泗水村 田島村 隈府町 河原村 戸崎村 花房村 菊池村 加茂村 清泉村 紫村 城北村 龍門村 追間村 水源村 旭野村	熊本縣の内 玉名郡の内 神尾村 陸合村 築山村 大野村 南陽町 春富村 緑村 大原村 坂下村 米富村 賢木村 東郷村 小梅村 小石村 八瀬村 月瀬村 山田町 花旗村 玉名村 小旗村 横島村 大瀬町 豊水村 滑石村 高道村	熊本縣の内 荒尾市 清里村 長洲町 腹赤村 六榮村

鹿兒島

[illegible]

福島															
福島															
棚倉						福島					石巻				
須賀川						二本松					登米				
白河						郡山					氣仙沼				
三春						志津川					宮城				
福島						宮城					宮城				
西白河郡						本吉郡					本吉郡				
福島						柳井町					柳井町				
新田町						新田町					新田町				
上沼村						上沼村					上沼村				
登米町						登米町					登米町				
米谷町						米谷町					米谷町				
吉田村						吉田村					吉田村				
南方村						南方村					南方村				
米山村						米山村					米山村				
豊里村						豊里村					豊里村				
浅水村						浅水村					浅水村				
佐沼町						佐沼町					佐沼町				
石森町						石森町					石森町				
大塩村						大塩村					大塩村				
北村						北村					北村				
飯野川町						飯野川町					飯野川町				
雄勝町						雄勝町					雄勝町				
大川村						大川村					大川村				
中津山村						中津山村					中津山村				
矢本町						矢本町					矢本町				
赤井村						赤井村					赤井村				
廣瀬村						廣瀬村					廣瀬村				
小野村						小野村					小野村				
須賀川町						須賀川町					須賀川町				
鹿角市						鹿角市					鹿角市				
石巻市						石巻市					石巻市				
桃生町						桃生町					桃生町				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城					宮城				
宮城						宮城									

仙臺									
盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡	盛岡
宮古	盛岡	釜石	遠野	久慈	二戸	花巻	盛岡	酒田	鶴岡
岩手縣の内 下宮古市 閉伊郡の内 山田町 重茂村 川井村 門馬村 小國村 花輪村 茂市村 船越村 織笠村 田老町	岩手縣の内 氣仙郡の内 盛岡市 越喜來村 越喜來村 吉濱村 赤崎村 小友町 廣田村 米崎村 高田町	釜石市 上閉伊郡の内 大槌町 栗橋村 甲子村 鶏住居村 金澤村	岩手縣の内 上閉伊郡の内 遠野町 松崎村 綾織村 附馬牛村 土淵村 青笹村 上郷村 遠曾部村	岩手縣の内 久慈町 中野村 長内村 伴濱村 野田村 宇部村 山根村 山形村	岩手縣の内 二戸郡の内 輕米町 晴山村 小輕米村 伊保内村 江刺家村 戸田村	岩手縣の内 花巻郡 神貫郡 和賀郡 江刈村	盛岡市 岩手郡 紫波郡 榮村 廣野村 常萬村 八榮里村 大和村	酒田 山形縣の内 酒田市 東田川郡の内 余目町 西田川郡の内 新堀村 榮村 廣野村 常萬村 八榮里村 大和村	鶴岡市 加茂町 福榮村 山戸村 東田川郡の内 黒川村 廣瀬村 湯田川村 念珠關村 豐浦村 上郷村 西郷村

大曲	秋田縣の 北内 角館町 鹿角川町 平鹿部村 北橋川村 荒川村 土川村 飯詰村 金澤西根村 四ッ屋村 横堀村 刈和野町 金澤町	青森縣の 東津輕郡の内 後深川村 濱館村 奥内村 新別村 東郷村 野内村 瀧内村 高田村 筒井村	蟹田 青森縣の 東津輕郡の内 豊田町 蓬田村 平館村 一本木村 今別村 三厩村	大湊 青森縣の 下北郡 青森町の内 上北郡の内 野邊地町 大湊町 浦野館村 六ヶ所村 甲地村 七戸町 天間林村	五所川原 青森縣の 中津輕郡の内 北津輕郡の内 南津輕郡の内 新和村 畑岡村 青森縣の 弘前市の内 中津輕郡の内 相馬村 蔵代村 船澤村 豊田村 駒越村 和徳村	弘前 青森縣の 東津輕郡の内 津軽町の内 南津輕郡の内 光太郎村 尾崎村 藤岡町 大杉村 五郷村 女鹿澤村 野澤村 石川町 黒石町 竹館村 山形村	鯉ヶ澤 青森縣の 西津輕郡 十二里村 富木館村 常盤村	八戸 青森縣の 八戸市 三戸郡の内 北川村 斗地川村 是川村 市川村 島守村 中澤村 田部村 平良崎村 狼邊村 留崎村 向村 名久井村
----	---	--	---	--	---	--	--	--

札幌											
札幌											
函館	倶知安	岩内	小樽	静内	浦河	苫小牧	伊達	室蘭	滝川	夕張	札幌
北海道の 上磯郡の内 上磯町	北海道の 虻田郡の内 倶知安町 磯谷郡の内 南尻別村	北海道の 岩内郡の内 古宇郡	北海道の 小樽市 忍路郡 余市郡 古平郡 美瑛郡 積丹郡	北海道の 静内郡 沙流郡 新冠郡	北海道の 浦河郡 三石郡 襟似郡 幌泉郡	北海道の 苫小牧市 安平村 厚真村 鶴川村 穂別村	北海道の 虻田郡の内 豊浦村 洞爺村	北海道の 室蘭市 幌別郡 白老郡	北海道の 滝川市 赤平町 新十津川村 砂川町 奈井江村 江部乙村 歌志内町 釐別町	北海道の 夕張市	北海道の 札幌市 札幌郡 石狩郡 厚田郡 千歳郡
											青森縣の内 上北郡の内 三本木町 三戸郡の内 三澤村 五戸町 倉石村 戸來村 野澤村 浅田村 川内村 豊崎村

旭川								函館							
羽幌	留萌	中頓別	紋別	士別	名寄	富良野	石狩深川	旭川	壽都	江差	瀬棚	八雲	森	松前	木古内
北海道の内 苦前郡	北海道の内 留萌郡 増毛郡	北海道の内 枝幸郡	北海道の内 紋別郡 雄武町	北海道の内 士別郡 上川郡(天鹽國)の内 上士別村	北海道の内 上川郡(天鹽國)の内 名寄町 風連村 多寄村 下川村	北海道の内 富良野郡 富良野町 占冠村 上富良野村 中富良野村 山部村 東山村 南	北海道の内 空知郡 音江村	北海道の内 旭川市 上川郡(石狩國)	北海道の内 壽都郡 磯谷村 歌葉郡 島牧郡	北海道の内 檜山郡 爾志郡 奥尻郡	北海道の内 瀬棚郡 太櫛郡 久遠郡	北海道の内 山越郡	北海道の内 茅部郡	北海道の内 松前郡	北海道の内 上磯郡の内 木古内町 知内村 茂別村

木古内
北海道の内
木古内町
知内村
茂別村

釧路												
標津	根室	遠軽	北見	斜里	美幌	網走	廣尾	本別	十勝池田	帯広	厚岸	釧路
北海道の内 標津郡 野付郡 目梨郡	北海道の内 根室郡 花咲郡	北海道の内 紋別郡の内 常呂郡の内 佐呂間村	北海道の内 常呂郡の内 釧路市 釧路市 釧路郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡	北海道の内 斜里郡	北海道の内 美幌町 津別町	北海道の内 網走市 網走市 網走郡 常呂郡の内 東藻琴村	北海道の内 廣尾郡	北海道の内 本別町 西足寄村	北海道の内 池田町 豊頃村	北海道の内 帯広市 河西郡 上川郡 十勝郡 河東郡	北海道の内 厚岸郡	北海道の内 釧路市 釧路郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡

高松									
牟岐	徳島富岡	徳島	観音寺	善通寺	丸亀	土庄	瀧宮	三本松	平井
徳島県の内 牟岐郡 阿部村 三岐田町 日和佐町 赤河内村 浅川村	徳島県の内 海部郡 中木頭村 上木頭村 木頭村	徳島県の内 徳島市 鳴門市 名東郡 勝浦郡 名西郡 板野郡	香川県の内 三豊郡	香川県の内 善通寺町 筆岡村 吉原村 與北村 垂水町 琴平町 七箇村	香川県の内 綾歌郡 寺田町 松山村 飯野村 坂本村 川津村 法勤寺村	香川県の内 香川郡 小豆郡	香川県の内 綾歌郡 上村 陶村 山内村 昭和村 山田村 粉所村 西分村	香川県の内 三本松町 小海村 白島本町 豊永村 丹生村 引田町 福栄村	香川県の内 大川郡 川島町 十河村 三谷村 西植田村 東植田村

[illegible]

附則

この法律は、昭和二十二年七月十九日から、これを施行する。

この法律により設立される簡易裁判所は、従前の簡易裁判所と名称を同じくするものとし、その従前の簡易裁判所と、大湊簡易裁判所は、従前の田名部簡易裁判所と同一のものとみなす。

この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所でこれを完結する。

〔伊藤修君登壇〕

伊藤修君 只今御上程になりました法案に對しまして、その理由及び内容の説明並びに委員会の経過及び結果について御報告申し上げます。

第一回の國會の開会以來既に五十余日を経過いたしました、その間法律案といたしましては、上下兩院を通じまして、この法律案が先ずトップを切つた次第でありまして、我々委員会といたしましては、この意義あるところの法律案に對しまして、極く熱心に極めて慎重審議これが當つた次第であります。

先ず最初に本案に對するところの提案理由につきまして一言簡単に申し上げます。御承知の通り憲法附屬の法典たるところの裁判所法第二條二項によりまして、下級裁判所の設立、廃止及びその管轄区域は、別

に法律でこれを定めると、この規定されてあるのであります。即ち異動性のあるところの事項は特別法規にこれを委ねた次第であります。故に九十二議會におきましては、この裁判所法の命ぜるところによりまして、昭和二十二年法律第六十三号といたしまして、上下兩院にこれが提案せられ、而してこれが可決決定をした次第であるのであります。

然るに當時早々の折からといたしまして、又御承知の通り下級裁判所設定は基本人權の擁護ということに至大なるところの關係を有するものでありますから、これを慎重に定めなければならぬ、かような意味と、及び下級裁判所が新たに多く設置せられることを予想せられまして、かような理由からいたしまして、その法律の第三條によりまして、又改めまして、簡易裁判所の設立及びその管轄区域に關しましては、これを政令によりまして定めるといふことにいたしました。即ち政令にその設定を委任した次第であるのであります。故に政令といたしましてその後昭和二十二年政令第三十七号を以てしまして、この簡易裁判所の設立並びにこれが管轄區域に關する條章を定めましてした次第であるのであります。もとと我々の人權を擁護すべきところの裁判所の管轄は、國民に至大なるところの關係を有する次第でありますから

ら、政令を以てこれを定めるといふことは、誠に憲法の制定するところの本旨にも反するといふ次第であります。

故にこれは法律を以て定めなければならぬのであります。従つて法律の附則第二項によりましてこのことを明らかにいたした次第であります。その第二項におきましては、この政令は第一回國會の開会の後六十日を経過するときはその効力を失ふということを決めまして、以て本來の法律制定にこれを展ずといふことを規定した次第であるのであります。然るにその六十日というのは本月の十八日を以て満了する次第でありまして、若し然かるるときは日本の簡易裁判所の管轄権はなくなりまして、すべての裁判所は廃止せられるやうな結果に立至るのでありますから、ここに急遽この政令に代わるべきところの法律を制定するの必要に迫られた次第でありまして、本案が上程せられたところの所以であるのであります。

次に法律案に對するところの内容につきまして少しく御説明を申し上げて置きたいと存じます。この改正法律案の第一條は、これはさきの六十三号の法律案におきまして高等裁判所及び地方裁判所を第一表、第二表としてその設立を定めておつたのであります。その下へ簡易裁判所の設立という文字を加えまして、即ち第三表といたしまして新たに簡易裁判所の設立を規定した次第であります。

第二條は、これは改正前の法律によりまするといふと、別表第三表となつておるのでありますけれども、これを第四表に繰り下げまして、そうして高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所と、ここに整理をいたしまして、第二條を起した次第であるのであります。

第三條は從來の法律第六十三号におきましては定めてない事項であります。が、第三條を新たに設けまして、行政區画の変更せられた場合におきましては、これは新たな行政區画に裁判所の管轄區域も亦これに伴つて変更されるという原則を定めまして、例外といたしまして新らしく行政區画が設定せられた場合、或いは管轄區域が一郡といふやうなものが、他の郡に併合せられたといふやうな場合におきましては、例外といたしましてこれを從來の管轄區域に定め置くこと、かういふことを定めましたのであります。而してその末項におきましては、一市町村内の町若しくは字といふものは、只今申上げました事例の例外の原則によつて、これを同一に取扱つて規定した次第であるのであります。

第四條はこれは只今占領軍によりまして、占領軍の行政が行われたところの島嶼或いは小さな島、そういうものが講和條約の締結の結果といたしまして、再び日本にその一部が日本の行政區画の一部に返還せられる場合を予期いたしまして、若しそういうやうな場合におきましては改めて法律の改正をするといふ煩を避けまして、この第四條によりましてさやうの場合におきましては高等裁判所、最高裁判所においてその管轄區域を取敢えず定める。而してその後において法律の改正を行うと云ういうことを定めたのであります。勿論この法律が施行せられるところの即ち本月十九日以前におきまして、管轄區域の異動があるかも知れませんから、さやうな場合もこの四條に含む次第であるのであります。附則は御覽の通りの次第でありまして多く説明を要しないと存じます。

かやうな次第でありまして、委員会におきましては、各委員の熱心なところの御質疑の結果、及び政府委員の御答弁説明によりまして、只今私が申上げましたところの事項につきまして詳細なるところの結果を得た次第であります。尚、一委員からいたしまして御質疑のありましたことは、旧法時代におけるところの、いわゆる裁判所構成法時代におけるところの裁判所の数と、及び簡易裁判所の即ち本法によるところの裁判所の数とは、何程の相違があるかといふことの御質疑がありました。旧法時代におきましては區域

判所は三百八十三ヶ所であつたのでありますが、この法律によりまして五百五十七ヶ所と増設せられた次第であります。又一委員から、この法律施行におきまして、さきの政令とだけだけの相違があるか、こういう御質疑がありました。政府委員の答弁によりまして、新しく設置せられたところの簡易裁判所は甲府地方裁判所管内におけるところの大月簡易裁判所及び大阪地方裁判所管内におけるところの吹田、茨木簡易裁判所、この二ヶ所であるのであります。移動せられたものといつたしましては、青森地方裁判所管内におけるところの田名部簡易裁判所が大湊に移動せられまして、大湊簡易裁判所となつた次第であります。

尙管轄地域の変更によりましては、この別表の第三表、第四表によりまして六ヶ所の変更があつた次第であります。これが従来の政令と本法改正案との相違点であるという御説明がありました。又この別表によりまして、各地區において管轄地域が不適当なるものがあるのではないか、例えば廣島及び埼玉縣のごとき場合におきましては如何、こういうような御質疑がありました。これに對しましては、政府といたしましては各地方におけるところの裁判所、検事局、或いは弁護士会、地方行政官廳に對しましてこの調査方を指示いたしました。その答申の結果こ

れが定まつた次第でありますから、今日の場合といたしましては適當であると信じてますが、尙不適当な場所がありといたしましては、將來において十分これは注意いたして、法律の改正の筆に出たいということを言明せられた次第であります。(拍手)委員会といたしまして具さにこの別表を調査いたしました。多々そういうところが見出されるものであります。これは他日機会を得まして根本的に國民の輿論に副うように、國民の人權擁護の完成を期する上におきましても改めて載きたいと思つてあります。今日の場合といたしましては、政府の御答弁を信頼いたしまして本案に對しまして、委員会としては是認いたしました次第であります。かような結果からいたしまして、討論に委員会としては入りませんが、委員会の一委員から、動議が提出されまして、討論終結の決定を見たのでありまして、討論を省略いたしました。直ちに採決に入つた次第であります。採決は本法案の重要性に鑑みまして、記名投票を以てこれを行いましたところ、委員全員の賛成がありまして、即ち原案を可とするという御意見が全員一致を以て決定した次第であります。さうな次第でありまして、委員会におきましては原案を可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告申上

げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。委員長は報告は可決報告でございます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(松本治一郎君) 日程第一、自由討議、本日の自由討議は本院規則第四百六十六條によるものと、討論の問題は「供出完了後の主食の自由処分を認める可否について」といたします。會議時間は一時間三十分、各発言者の發言時間は十分でございます。発言者は制限の時間を遵守せられんことを望みます。これより發言を許します。中野重治君。

○中野重治君 板野勝次君を指名します。

〔板野勝次君登壇、拍手〕

○板野勝次君 「供出完了後の主食の自由処分を認むることの可否」が第二回目の自由討議の主題に選ばれたというには、二つの背景があると、思ふのでございます。第九十議會におきまして、社会党を代表いたしました平野君が肉を勧ましまして、「食糧危機突

破対策要綱並びに食糧非常時宣言」を一箇の抽象的論文として嘲笑いたしました。新案、じやが平等の供出に對します報奨物資を八月であるとか七月であるとかいうふうにとりかへて、何を言わないで、今日これを農村に持つて行きました。米作地帯に疎存しておりますところの米と誰が何と言いましても取敢えず交換いたしました。食糧を持つて来て、米糧に二週間、三週間、多きは四十日も一粒の米もないところの消費者に向つて配給する手段こそ、今日の急務でありませんか。詰めて言つたのであります。その人にして農相となつてみますと、運配欠配も亦止むを得ないとして、現米穀年度中に全國平均二十八日、約一ヶ月の運配を認めざるを得なかつたところに、今や食糧危機が重大なる段階に達して來たという事情がその一つと、この事情の半面に、九十議會の平野君にして小包米政策を採用したところ、現在尙余剩米があるということが確認されたことがその一つであると思ふのであります。即ち運配欠配という深刻なる悲劇、この悲劇と同時に余剩があるという矛盾した現象が一方にあるというところは、政府の政策が今日まで労働者、耕作農民、一般勤労大衆の生活を眞剣に考へてはなかつたという証であるかと存するのでございます。(拍手)

而も先般西尾國務相はその口から、今日の民族の危機を突破するためには勤労大衆にこの上の犠牲をさへも強要しなければならんことを要求しておる事實に照らしまして、勤労大衆の生活の安定の問題に對する眞剣な考へがないということを示しておるものと存するのでございます。そこで政府の政策が貧困であり、からつばの胃袋へ以て塗りまして、米を送り込んでゐることを怠つておるといふことの事實は、この一方には國民は胃袋の中に米はだん／＼となくなつて來ておる。それに政府が米を送り込んでゐますところの熱意、努力がないといふことは、既に万人が認めておるところであります。この認めておる事實の中にこそ本議場に本問題が提出されるに至つたのであらうと存するのでございます。(拍手)その事實こそは全議員のひとしく認めておらるるところと存するのであります。(ノ／＼と叫ぶ者あり)そこで今日供出完了後の余剩食糧を探り上げて討論の題目とするとは、明かに今日までの供出の割当が依然として天降りであり、割当の不正であることを確認するものであります。我が党は供出完了後において一部上層農家の間に余剩米があるという不合理な現象につきまして、先づその責任を政府に追究せざるを得ないのでございます。生産費の半分にも足りないお米の値段で、一方肥料や農具等の農村必需品

米が配給されないで、闇で買入れなければならぬという現状では、農家経済は到底成り立たないのであります。それから、そのために闇をやらざるを得なかつたのであります。そのためにこそ供出もうまく行かなかつたのであります。又割当が上に重く下に重いと、この不公平でありましたために、一部の富める上層の農家は、供出完了後におきましても余剰米が残る結果となつておるのが現状でございます。それ故に無條件に自由に処分するといふ問題は勿論のこと、小包米制度も一部の富める農家と金持のためになるのみでありまして、本当にからつてで餓饉寸前の胃袋に米粒を供給することにならなかつたところの、かような意見には、断乎反対せざるを得ないのであります。少し計議題目の余談になります。小包米制度のごときは政府みずから食糧管理法を破るものでありまして、食糧管理法並びに食糧緊急措置令違反の轉帳者を即時無罪釈放してから、政府は食糧危機突破策を農民に訴うべきであつたと思つております。食糧危機突破は、生産費を償ふ適正な價格で買上げまして、民主的供出制度を確立いたしますならば、供出は完全に出来るのであります。余剰米はもとより、農家が欣然として保有米を割きまして都市に送るような、眞に農民を信頼し農民に信頼されることの政治を行なうのが第一であると存するのでござい

ではなくして、民主的にこれを調査決定いたしまして、而も配給区域はできるだけ運送の努力がかららないように特に配慮する必要があると思つてございまして、かくしてこそ直面する運配欠配で胃袋がからつてやつておる人々に食糧を、当面、只今即刻、九十九議会で平野君が言つたときそれとは幾らか違ひますが、そのごとき処置を即刻只今採ることができると信ずるのでございまして、政府は即刻かような非常措置を講ずべきであると信ずるのでございまして、(「降壇」と呼ぶ者あり)以上申述べまして、我が党は條件附自由処分には反対であるが、農民のよく納得する價格による、正式ルートに乗せた配給の方法を主張するものでございまして、(拍手)

あります。いかに政府が闇の撲滅に懸命の努力を拂ひましても、不可能であることを可能ならしむることはできないのであります。この制度によりまして闇は減少するのであります。第七は、現在の其配給制度では決して國民の食生活は安定いたしません。この制度によりまして初めて最小限度の食生活が可能になるのであります。第八は、供出完了せる残りのものを供出して賣うがために、少い物資を農家にのみ多く配給として與へますことは、一般國民に對して公平なる政策とは言えないのであります。第九は、この制度の実施によりまして、農家は供出残量を天晴れて処分ができることになりまして、消費者階級は闇買いの苦難より救われまして、一定の量を配給を受けることができるのであります。最後に農家は自家消費を規正することになるのであります。この制度によりまして、農家自身は背のごとく耐乏生活に甘んじまして、残りの食糧を成るべく多く放出することになりまして、(「その通りだ」と呼ぶ者あり)需給が円滑になるのであります。以上のごとき数々の効果がありまして、供出完了後における食糧の自由処分は食糧問題解決の基礎であると強調する次第であります。尤もこの自由販賣になる食糧は、食糧官團又はその他の機關を通じて、公正適正に配給いたします制度を設

行なうのが第一であると存するのでございまして、今日自由処分の可否を論じますことは、あたかも耳を掩うて鈴を盗むの類でありまして、速かに根本源泉的な食糧緊急対策の確立こそ目下の急務であると存するのでございまして、(拍手)

我が党は既に確信ある食糧緊急非常対策を持つておるのであります。が、議題外に亘りますので、これに論及することのできないことを遺憾に存じます。併しとにかく本年度は、政府のやり方がどうあれ、余剰米が現実に残つておるといふのであります。特に二十一年度産米並びに当割の危機突破の立場から、應急の措置をいたしまして、農民の納得するところの庭先自由販賣價格を認めたいと思つてございまして、併しながら價格のみは自由取引をいたしまして、その買入れは、自由にやろうというような、一部の富める人のみに満足できるような方法ではなくして、政府又は政府の指定した者がこれを買上げまして、尙その買上げの價格は、地域その他の事情によつて値段も違つて参りますから、その高低の差があつても構はないと思つてございまして、そうして買入れましたところの食糧は、(「値段」といふ)として、これをどういふところに配給するかといふすれば、その配給区域は官僚式な従来のような方式、お役所式

りまして、農村の經濟を確立させ、農民の増産意欲を奨励することになります。第二は、人間の本性である自由を認めることとなるので、生きた食糧政策が行われ、更に農村の好まざる統制の強化は、農民の増産意欲を阻害するので、この制度によりましてその弊害を除去することになるのであります。第三は、供出割当制度の不合理による食糧の偏在は食糧問題解決の妨でありますが、この制度によりまして、初めてその不合理を是正し、円滑に、偏在せる食糧の流通が可能となるのであります。第四は、複雑せる經濟の情勢下にありまして、供出完了後の食糧まで政府が一定の價格を以て買上げること、は、生きた經濟に、死んだ經濟價格を以て農村に強いる結果となりますので、この制度によりまして、幾分でも農村經濟を緩和することになるのであります。(「拍手」第五は、供出の割当の合理化をいかに叫んでも、農家には精進あり、増産あり、耕作に上手下手があります。尙耕作地にもそれ／＼違つた特性があります。更に天候相手の農作物においてをや。これら複雑せる諸條件を伴う割当供出を適正化することは、神でない限り、人間ではできない。(「拍手」この制度によつて大いにその不合理を緩和ができるのであります。第六は、統制と闇と物交の因果關係は、なか／＼絶滅することは困難で

○副議長(松本治一郎君) 小林英三君。

○小林英三君 西山他七君を指名いたします。

○西山他七君登壇

○西山他七君 私は供出完了後の食糧はこれを自由に処分すべきであつて、この制度こそ食糧問題解決の鍵であるという意見であります。何が故に自由に販賣すべきであるか、又何が故にこの制度が必要であるかという理由並びに結果等につきまして、その要點のみを述べてみたいと思ひます。

第一に、この制度を設けることによ

りまして、農村の經濟を確立させ、農民の増産意欲を奨励することになります。第二は、人間の本性である自由を認めることとなるので、生きた食糧政策が行われ、更に農村の好まざる統制の強化は、農民の増産意欲を阻害するので、この制度によりましてその弊害を除去することになるのであります。第三は、供出割当制度の不合理による食糧の偏在は食糧問題解決の妨でありますが、この制度によりまして、初めてその不合理を是正し、円滑に、偏在せる食糧の流通が可能となるのであります。第四は、複雑せる經濟の情勢下にありまして、供出完了後の食糧まで政府が一定の價格を以て買上げること、は、生きた經濟に、死んだ經濟價格を以て農村に強いる結果となりますので、この制度によりまして、幾分でも農村經濟を緩和することになるのであります。(「拍手」第五は、供出の割当の合理化をいかに叫んでも、農家には精進あり、増産あり、耕作に上手下手があります。尙耕作地にもそれ／＼違つた特性があります。更に天候相手の農作物においてをや。これら複雑せる諸條件を伴う割当供出を適正化することは、神でない限り、人間ではできない。(「拍手」この制度によつて大いにその不合理を緩和ができるのであります。第六は、統制と闇と物交の因果關係は、なか／＼絶滅することは困難で

け、一部の者が多く買占めのできない
ように、尙病人、産婦等に特別に配給
する等、その制度を改善することは当
然であります。

尙私はこの際一言付け加えて申し上げ
たいと思います。現在の供出制度は、
耕作物を対象としたしまして、農家に
一定の保有量を持たして残量を供出
さす制度で、一定の食糧確保が目的で
あつて、増産を目的としておらない政
策であると思ひます。故に私はこれを
改正いたしまして、供出制度はあらゆる
耕地に責任を持たして、租税のごと
くいたしまして供出を軽くし、これに
よつて一定の数量を政府が確保して、
耕地に自由耕作を認め、供出残量は自
由処分いたしますならば、増産は必
至であります。これが食糧問題を解決
する鍵であると私は確信する者であり
ます。以上を以ちまして私の意見とい
たします。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 岩崎正三郎
君。

○岩崎正三郎君 岡田宗司君を指名い
たします。

〔岡田宗司君登壇、拍手〕

○岡田宗司君 私は供出後における米
麦を自由処分することを不可とする
者でございます。只今西山君が十に亘
るいろ／＼な理由をお挙げになりました
て、供出後の主食の自由処分をお許し
になることを求めておらるのであり

ますけれども、かくのごとき論議にな
ります最大のものは、現在の供出制度
が不満である、これに欠陥のあるとい
うことにあるように拝聴いたしましたの
でございます。成るほど今日の供出制度
はうまく行つておらん、種々欠陥があ
る。この点はいろ／＼指摘されておる
ことでございますけれども、そうかと
いひまして、今日若しこの供出後にお
けるところの自由処分が許されるとい
うことになりましたならば、主食に関
するところの配給制度というものは、
根本的に覆えらざるを得ないと思ひ
であります。従ひまして私は今西山君
のいわれましたような理由からいたし
まして、この自由処分が行われること
は、角を矯めて牛を殺すことになるか
と思ひます。で、自由処分
が行われるということは、結局自由買
買が認められるということにならなけ
ればならぬのでございまして、その
結果米が出廻りまして実際に食糧危機
が緩和されるといふことは、私共には
考えられないのであります。若しそ
うなつて参りました米が出廻るとい
はして、消費者が公然と米を買つてた
らふく食える、こういうことが起ると
いたしますならば、これは極く少数の
金のある人でございまして、決して全
体の國民がこれによつて腹をふくら
すことができないのであります。(拍手)
この点につきまして西山君はなんらお

触れになつておらないのでございま
す。又自由処分、自由販賣といふこと
になりまふといふと、これは当然買占
めをやる人間が現れて参るのでござ
います。賣る方が自由に賣れるとい
ふこととございしますならば、他面買方
も自由といふことになつて参ります。
従つて消費者が農民から買ふ外に、商
人が公然と米を買ふことになるわけ
でございまして、そうなつて参ります
と一般消費者よりも金も持つておられ
し、又商賣の上手な商人の方が遙かに
上手に大目に米を買ひ集めることがで
きるものであります。既に今日の闇ブ
ローカーが職業的に買出部隊を編成
いたしまして、農村に繰り出して米の買
い集めをやつておる。それを大都市に
持つて参りまして料理屋や消費者に賣
り付けて巨利を博していたことは皆さ
んも御存じのことです。自由販
賣が公然と許されることになりま
す、このブローカーによる米の買占
め、更に買占めが行われまして、闇値
はぐん／＼と釣り上げられることにな
る。こうなつて参りますと一方自由と
いふことになりまして、せり賣りも行
われるようになりまして、(「違ふ
よ」と呼ぶ者あり)正米取引から清算取
引まで行われ、米が又投機の対象とな
るのであることは火を賭るよりも明
らかなこととあります。國民が食糧危
に機面して、食うや食わずの境にお

る時に、米を投機の対象として、これ
によつて巨利を博する者が出て来るこ
とを許すことは、社会正義の上から申
しまして断じて許すことはできないの
であります。(拍手)〔「反対」「頭懸
ぞ」と呼ぶ者あり又かような投機によ
りまして一升二百円にも三百円にも
なつた米を國民の中の誰か買ふことが
できるでございましょう。(拍手)これは
安賃金や安月給で買える者はありません。
収入のない失業者や半失業者で
はありません。恐らくインフレによつ
て利得をしておるいわゆる新興階級な
のであります。(拍手)國民の多数が運
配、欠配に悩んでおります時に、少数
が金にあかせて米を食ひ食ふといふ
ことは、これも許されることではない
のであります。今我々の直面する経済
危機、これを切り抜けるためには皆が
拳つて耐乏生活をしなければならぬ
のであります。これが公然と崩れる
ことになりまふならば、重大な社会不
安の勃発の動因となるのであります。
大正七年に米騒動の起つた時には今
どひどい食糧危機には機面していたの
ではあります。而も米が自由に買
され、買占めが行われましてところか
らあゝい事態が起つたことを我々は
想ひしなければならぬのであります。
供出後に自由販賣にするといひます
ならば、米が出廻つて来るから、米の
値は自然に落着く所に落着くといふの

が自由販賣論者の論議の一つでありま
す。併しこれは値が高くなつたら、後
からどん／＼品物が生産され、供給さ
れる場合のこととありまして、供給数
量の底が知れておる。而も需要の大き
い場合は、そういうことにはならない
のであります。却つて値段はだん／＼
高くなるばかりであると考えられるの
であります。供出後の自由販賣を許す
ことによりまして、それなら農民は利
益を得られるでございましょうか、西山
氏は全体の農民が利益を得られるよう
におつしやつておりますけれども、自
家の飯米と供出の分量とを差引きまし
て、尙沢山販賣できるだけの米を持つ
者は一部富農でございまして。多くの農
民諸君は自家保有米と供出で一ぱいで
あります。尙今日におきましては、農村
におきまして還元米の配給を受けなけ
ればならぬ農家が幾多あるのでござい
ます。こういう人達は却つて米が自由
に処分されるようになりまふといふと、
端境期に近くなりましてだん／＼高い
米を農村において買わなければならぬ
といふ不合理な現象が生じて参るので
あります。(拍手)これも結局一部の
農民に利益をもたらすだけで、全般の
農民にとつてならん利益にはならない
のであります。(拍手)

今主食の統制が、供出後自由販賣を
許すことによつて乱されるということ
になりましたならば、他の物品に及ぼ

影響も亦深甚なるものがあるのではありません。今日東京におきまして④を破ることを黙認することによりまして野菜は出廻つて来ておりますが、同時にせり賣が公然と行われて、野菜価格は暴騰をしておるのであります。而もそのあたりを喰ひまして、折角軌道に乗つて参りました魚の統制販賣も、これ又崩れようとしておる現状である。

若し米の自由販賣が行われるといたしますならば、その影響はそれ以上に大きなものがあるかと私共には考えられます。(心配するな)と呼ぶ者あり)供出を促進するところでありません。むしろこれによりまして供出制度は崩れまして供出を拒否する、或いは供出をさぼる者がますます出て来るように助長されるということは、火を脂のより明らかなのであります。(拍手)(「そうだ」、「生産意欲はどうした」と呼ぶ者あり)米の自由販賣は自由党諸君によつて主張されておるところであります。

併しながら自由党が中心になつて作つておられました吉田内閣においてそれが行われなかつたのはなにか。今日の情勢におきまして連合國から多くの食糧を受けておる今日におきまして、かくのごときことが現実の政治として行われなかつたことを意味しておるものと私は信ずるのであります。

(拍手)今日自由販賣を論ずる諸君は実に現実の政治を知らざる者といわざるを得ないのであります。(拍手)私はその意味におきまして自由党の諸君によつて唱えられておるところの自由処分に対して反対いたす者であります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君)東浦庄治君。○東浦庄治君 松井道夫君を指名いたします。

○副議長(松本治一郎君)松井道夫君の発言を許可いたします。

(松井道夫君登壇、拍手)○松井道夫君 只今岡田君から詳細に亘りまして今日の問題の反対論がございました。由來この問題を論じまするには三十分や一時間じや不可能であります。時間の制限があるのでございまして、要点と思われる点を二三指摘して見たいと思つてございします。

申すまでもなく私は供出後の自由販賣に賛成する者であります。(拍手)私は自由党ではございせんから、決して党派的の多少の感情といったようなものを差込むことなく、素直にお聴取り願ひたいと思つております。

私は供出後の自由販賣、これは單に主食のみに限らず、生鮮の食料、或いはその他の諸物資にも適用できる。物資によりましては例外もございします。が、原則として取上げてよい制度で

あると存じておるのであります。

元來統制は自然の經濟原則に反しまして或る目的の到達を企圖いたすのであります。これは食糧品についていいますと、結局先ほど自由党の方がいわれたように、生産意欲を阻害いたす結果と相成るのであります。この統制に一面自由の面を附與することによりまして生産意欲を阻害せず、従つて生産を増大いたしつゝ統制の目的を達することができるのであります。(拍手)この社會状態におきまして自由のみで行くということはできないことは明白であります。併し自由がいけないからといつて、びんからきりまで統制を貫ぬこうとしたところに行過ぎがあるものであります。統制に自由の面を附與するといふことを考えて戴かなければならないのであります。(社會党よく聴け)と呼ぶ者あり)敗戦後における主食の状況を觀察いたしますと、生産の絶対量は遙かに消費に足らず、國民を賄ふに足らず、連合國から相當莫大な數量の主食を輸入して戴いておるのであります。我々はこの際におきましてなにに重點を置いて考えなければならぬか、勿論絶対量が不足な

は、これは必須でございしますが、併しながら重點は生産それ自体を増大いたすといふところになければならぬのであります。(拍手)(「そうだ」と呼ぶ者あり)その観点に立ちますれば先ほどいひました生産意欲を振起し、生産絶対量を増大いたしますところの施策が講ぜられなければならずであります。決して統制を廢止しろとは私はいつておるのでない。これは皆さんの勿論御承知の通り、統制を統制として貫く。要するに割當をやりまして、その割當は生産の諸條件を考えまして無理ない割當をいたすのであります。

農民はいかに耐乏生活を絶叫いたされまして、汗と涙にまみれまして勤勞の結果得ましたところの、その生産物によりまして農業の再生産に備えなければなりません。又人間の人間性から出ております生活欲求、生命の欲求も或る程度満たさなければならぬのであります。割當を無理のない程度にいたしまして、勤勞の結果によりまして農民が得ました余剰物は、その農民の自由処分に委ねることこそ、正しい人間性に立脚いたしました現実の政治であるのであります。(拍手)(「そうだ」と呼ぶ者あり)この結果によりまして初めて生産意欲を振起し、生産を増大する。割當の完遂を促進しま

して、出廻りを多くすることができるのであります。諸君、流通面に出廻らない生産物は、これは画いた餅と同じであります。産地で腐りますお芋は、消費者に取りましては無と同じでございます。このことを十分にお考え戴きたい。勿論只今社會党の岡田君から述べられました種々の弊害は、これは考へて見なければなりません。自由党の諸君におかれても、決してそれを野放図に自由にするとは言つておらなかつた。(「そうだよ」と呼ぶ者あり)食糧管團云々といふことを言われたのを聞き落しあつたのじやないかと存ずるのであります。私は岡田君の所論は、要するに供出後の自由販賣に反対します岡田君の所論は、現実の狀態に余りに目を取られており過ぎるのであります。私は終戦後直ちにこの制度を実施いたしましたならば、今日この狀態に立ち至らなかつたであらうといふことを確信するのであります。この間、生鮮食料品につきまして、我が平野力三大臣は、(笑)供出後の自由販賣を研究されておるといふように御答弁に相成つたのであります。私は美に年來の主張が採り上げられておる。練達であられるところの平野さんに採り上げられておるといふことを知りまして欣快に堪えなかつたのであります。これはできるだけ早くその方針を闡明いたしまして、できるだけ早く今の割

は、これは必須でございしますが、併しながら重點は生産それ自体を増大いたすといふところになければならぬのであります。(拍手)(「そうだ」と呼ぶ者あり)その観点に立ちますれば先ほどいひました生産意欲を振起し、生産絶対量を増大いたしますところの施策が講ぜられなければならずであります。決して統制を廢止しろとは私はいつておるのでない。これは皆さんの勿論御承知の通り、統制を統制として貫く。要するに割當をやりまして、その割當は生産の諸條件を考えまして無理ない割當をいたすのであります。

農民はいかに耐乏生活を絶叫いたされまして、汗と涙にまみれまして勤勞の結果得ましたところの、その生産物によりまして農業の再生産に備えなければなりません。又人間の人間性から出ております生活欲求、生命の欲求も或る程度満たさなければならぬのであります。割當を無理のない程度にいたしまして、勤勞の結果によりまして農民が得ました余剰物は、その農民の自由処分に委ねることこそ、正しい人間性に立脚いたしました現実の政治であるのであります。(拍手)(「そうだ」と呼ぶ者あり)この結果によりまして初めて生産意欲を振起し、生産を増大する。割當の完遂を促進しま

して、出廻りを多くすることができるのであります。諸君、流通面に出廻らない生産物は、これは画いた餅と同じであります。産地で腐りますお芋は、消費者に取りましては無と同じでございます。このことを十分にお考え戴きたい。勿論只今社會党の岡田君から述べられました種々の弊害は、これは考へて見なければなりません。自由党の諸君におかれても、決してそれを野放図に自由にするとは言つておらなかつた。(「そうだよ」と呼ぶ者あり)食糧管團云々といふことを言われたのを聞き落しあつたのじやないかと存ずるのであります。私は岡田君の所論は、要するに供出後の自由販賣に反対します岡田君の所論は、現実の狀態に余りに目を取られており過ぎるのであります。私は終戦後直ちにこの制度を実施いたしましたならば、今日この狀態に立ち至らなかつたであらうといふことを確信するのであります。この間、生鮮食料品につきまして、我が平野力三大臣は、(笑)供出後の自由販賣を研究されておるといふように御答弁に相成つたのであります。私は美に年來の主張が採り上げられておる。練達であられるところの平野さんに採り上げられておるといふことを知りまして欣快に堪えなかつたのであります。これはできるだけ早くその方針を闡明いたしまして、できるだけ早く今の割

は、これは必須でございしますが、併しながら重點は生産それ自体を増大いたすといふところになければならぬのであります。(拍手)(「そうだ」と呼ぶ者あり)その観点に立ちますれば先ほどいひました生産意欲を振起し、生産絶対量を増大いたしますところの施策が講ぜられなければならずであります。決して統制を廢止しろとは私はいつておるのでない。これは皆さんの勿論御承知の通り、統制を統制として貫く。要するに割當をやりまして、その割當は生産の諸條件を考えまして無理ない割當をいたすのであります。

農民はいかに耐乏生活を絶叫いたされまして、汗と涙にまみれまして勤勞の結果得ましたところの、その生産物によりまして農業の再生産に備えなければなりません。又人間の人間性から出ております生活欲求、生命の欲求も或る程度満たさなければならぬのであります。割當を無理のない程度にいたしまして、勤勞の結果によりまして農民が得ました余剰物は、その農民の自由処分に委ねることこそ、正しい人間性に立脚いたしました現実の政治であるのであります。(拍手)(「そうだ」と呼ぶ者あり)この結果によりまして初めて生産意欲を振起し、生産を増大する。割當の完遂を促進しま

して、出廻りを多くすることができるのであります。諸君、流通面に出廻らない生産物は、これは画いた餅と同じであります。産地で腐りますお芋は、消費者に取りましては無と同じでございます。このことを十分にお考え戴きたい。勿論只今社會党の岡田君から述べられました種々の弊害は、これは考へて見なければなりません。自由党の諸君におかれても、決してそれを野放図に自由にするとは言つておらなかつた。(「そうだよ」と呼ぶ者あり)食糧管團云々といふことを言われたのを聞き落しあつたのじやないかと存ずるのであります。私は岡田君の所論は、要するに供出後の自由販賣に反対します岡田君の所論は、現実の狀態に余りに目を取られており過ぎるのであります。私は終戦後直ちにこの制度を実施いたしましたならば、今日この狀態に立ち至らなかつたであらうといふことを確信するのであります。この間、生鮮食料品につきまして、我が平野力三大臣は、(笑)供出後の自由販賣を研究されておるといふように御答弁に相成つたのであります。私は美に年來の主張が採り上げられておる。練達であられるところの平野さんに採り上げられておるといふことを知りまして欣快に堪えなかつたのであります。これはできるだけ早くその方針を闡明いたしまして、できるだけ早く今の割

は、これは必須でございしますが、併しながら重點は生産それ自体を増大いたすといふところになければならぬのであります。(拍手)(「そうだ」と呼ぶ者あり)その観点に立ちますれば先ほどいひました生産意欲を振起し、生産絶対量を増大いたしますところの施策が講ぜられなければならずであります。決して統制を廢止しろとは私はいつておるのでない。これは皆さんの勿論御承知の通り、統制を統制として貫く。要するに割當をやりまして、その割當は生産の諸條件を考えまして無理ない割當をいたすのであります。

当をやりまして、そうして農民に一生懸命になつて作つて貰ひ、生産を増大するより外に手がないのであります。岡田さんは只今現下の状態に目を敵わされておられる。この食糧政策の失敗後、直ちにこの制度を実施いたしますならば、これは振子が左へ行つたものを又右の方へぐつと持つて行くやうなもので、そこにどうしても無理がある。失敗後の今日只今やりますならば、どうしても或る程度の規正を加えなければならぬことは、これは当然であります。私は元來、これを実施しなければならぬのである。できるだけの早く実施しなければならぬものである。ということを持様に訴へたいのであります。平野さんに御考慮願ひたいと存するのであります。只今直ちにこれを実施するとしむるならば、先程自由党の諸君が言われましたように食糧政策の介入を認めることも考えられます。又公共市場を作りまして、そこで購買させるということも考えられます。或いは指定の業者をして集荷販賣に当らせる。特定の店舗において販賣に当らせる。或いは生活協同組合を活用いたしまして、これに集荷配給せしめるといつたような種々の方策が考えられるのであります。この際直ちに野放図に自由にしてそれでよろしいと私は主張してゐるではありません。原則として、理論として、それが正しいのであるということを中心とするのであります。或るほど英國あたりでは非常に配給制度がうまく行つておるといふことでございますが、これは經濟の客観的狀態と、又國民の知識水準、思想傾向といふものがそれに伴つてゐるのであります。今日漸く石炭の公營とかんとか噴々言々と言われておるやうな状態におきまして、日本におきましてはやはり供出後の自由販賣が本當であると申上げます。ソビエツトでもこれと似たやうな制度が採られておるといふことを聞いております。それによつて増産の結果を挙げておるといふことを聞いておるのであります。時間が参りましたからこれで失礼いたします。

（拍手）
○副議長（松本治一郎君） 千田正君。
○千田正君 國井淳一君を指名いたします。

○副議長（松本治一郎君） 國井淳一君の發言を許します。

（國井淳一君登壇、拍手）

○國井淳一君 本日の討論におきまして、主要食糧の供出以外の自由販賣を認めるかどうかという問題が提起されましたわけでありまして、多分これは今回政府のつた雜故米、小包米に対する批判も含んでおると私は考えております。（ヒヤ〜）と呼ぶ者あり）

又その根本には、農家に現在賣るための余分の米がまだ残つてゐるという馬鹿々々しい前提に立つておるわけでございます。（拍手）左様な議論が成り立つわけでありまして。併し私の承知する限りにおきましては、農家は主食は全然ないといつて差支ないといふ存じます。今回の一〇％供出によりまして、自家用米まで出してしまつた農家が大部分といふのが現状でございます。然るに現在尙幾分の主食に自由販賣が行われておまして、ここに自由販賣が問題となつたわけでありまして、この主食の取引は農民にとつては、後で申しますが、肉を削り骨を殺ぐ思いをいたしました。自家食糧を割いて出している現状なのであります。しかし私は閣下取引であるところの正規のルートに乗らないこの自由販賣につきましては、それがたとえ小包米にいたしましても、他の一見合法的に見える方法によりまして、全然反対しなればなりません。その理由は至極簡單でございます。これは社会党の岡田君が申された通りでございます。金持と閑人と農家の兼業者だけが十分に食へまして、他の多くの人々は餓死線上を彷徨してゐるという結果になる次第でございます。而も農民に取りまして、次の供出には重大な悪影響を及ぼす結果を見ることは明かでございます。勿論申上げるまでもなく國家的要

請をいたしましたのは、この七、八、九月の重大な危機をどうしても突破するために、あらゆる緊急の手段を取らなければならぬ事態に直面してゐる次第でございます。この農民の飯米を削つても、この際救國のために握りの食糧でも供出して貰ふなければならぬと存するのであります。併しこの苦しい供出を続けるのでありますから、自由販賣はできないといふ私の考えであります。農民自身の言ひ分もこの際よく聞いてやる考えを持たなければならぬと考えるのであります。實際農民は何と申しておるのであります。御承知の通り昨年の米價は石五百五十円でございます。農民は昨年の生産された基準については千二百円を要求したのでございまして、これは昨年七八月の生産費及び物價指數を基準としたものであります。ところが、その後の農家必需資材の値上りから推して考えますと、今年二月頃は二千五百五十円を要求しておつた次第でございます。特に北海道におきましては先般農民大会を開きまして、二千八百七十四円九十六銭を要求しておるのでございます。この要求は、公定價格から見ますならば、一見非常に高い要求をしておると皆さんお考えになるかも知れません。併しこれは再生産を可能ならしめるための絶對的な要求でありまして、この大きな差額は、生

産費を削ぎ、生活を削り、農機具は破損するに委せて黙從して来た金額なんでございます。かような價格を以てしましては、生産意欲を高めることはどうしてもできる筈がございせん。それからもう一つ重大なことは供出の問題であります。供出について考えて見ましても、現在までの政府のやり方は、一方的な數字を掲げて、而もサールを閉めかしたり、竹槍を提げたり、村中を暴れ廻つております。それも農民に再生産に必要なだけの金額を支拂うならばいざ知らぬことであります。前申上げましたやうな金額を以て供出を迫りましたのは、農民はただ買物を搾り取られるだけだといふ考えを持つやうになつて、幾らでも腹をすくといふ考えを持つのは、これは當然でございます。全くこゝろに参りまして供出意欲を失つております。供出の対象となる以外の作物に急いで轉換しようとする結果を生じております。御承知のように、水田の作付反別が年々減少しつつあるといふやうな、誠に悲しむべき現象を來たしておる次第でございます。これによつて全く困りますのは消費者の皆さんだけでございます。これは農民の意向を無視しております。これは農民の意向を負わなければならぬのであらうと私は考えております。

それから生産資材のことでもあります

るが、生産資材について申上げまするならば、農民は生産物を一〇〇%近く、一〇%近く供出したしておるのです。然るにこの生産に最も必要な資材は各農機具を通して見ても二〇%に至らない状態で、二〇%に至らない状態で一一〇%出しておるんです。ちよつと例を挙げますと、穀類は九%、鋤は二十六%、万石は八%といふ量でございます。それから農薬は硫酸ニコチン百五十トンに対して三トン、肥料は二十二年の一七七肥は実に四万五千トンの不足を來たしております。この不足分は、例えば鋤のごとき、二百四十五円の公定に對しまして七百円、八百円という高價を以て買つておるのであります。(「本論をやれ」と呼ぶ者あり)さて、かようなわけでありますが、國家の危急を救うためには、農家の自家食糧の一升でも二升でも割いてこの七八月の危機を乗り切らなければならぬのでございます。このためには供出制度をできるだけ自主的なものに改めるとか、米價を他の物價の均衡の取れるような價格に上げるとか、是正しなければならぬと思ふ。この決意を政府は率直に披露して戴きたいと思ふ。更に農民の渴望しておる生産資材も一日も早く取纏めまして、生産者の團體の努力によりまして、農村に一日も早く流すようにして貰う。さうな方法を採れば農民の諸

團體もこれに呼應しまして……(「本旨を話せ」議長注意しろ「やれ」)と呼び、その他発言する者多し)二升でも三升でも救急のために供出をさせる運動を展開したいと思ふ。かように、右のような方法を以ていたしましたならば、自由販賣のような、闇取引的なものを網羅いたしまして、正規の方法を以て供出して余りあるという方法を探れると思ふ。私はかような意味におきまして、この條件附によりまして、自由販賣は網羅に反對でございます。(拍手) ○副議長(松本治一郎君) 東浦庄治君。 ○東浦庄治君 三好始君を指名いたしました。 ○副議長(松本治一郎君) 三好始君の發言を許します。 (三好始君登壇、拍手) ○三好始君 供出完了後主食の自由販賣を是認することは、食糧事情特に供出制度の現状から考へて、私はこれを否定したいのであります。これは從來の政策を支持する立場からの議論でないことは、私の論旨が展開されるにつれておのずから明かになると存じます。私が自由販賣を否定する第一の理由は、これは生産者間の公平に反するということでありまして、供出制度が科学的に検討され、公平な割当制度が確立されておれば問題はあつたら別であります。これができていない現状においては、農家の余剰米は農

民の動情を示す尺度ではあり得ないのであります。現行供出制度の下においては、耕作面積が廣く、立地條件に恵まれて、多毛作が可能であり、地方の高い土地を耕作しておる農家は、期せずして供出完了後に余剰を生じ、無常規模の小さい農家特に單作地帯におきましては、供出後の余剰は容易に期待できない状態にあるのであります。凡そ各農家の供出量を決定すべき要因として五つのものが考えられます。その一つは耕作面積であります。第二は地力であります。第三は以上の両者に立地條件を加えて決定される一年間の生産總量であります。第四に個々の作物の收穫量であります。第五に家族構成、従つて必需保有量がこれでありまして、ところが從來の少くとも末端の供出割当におきましては、その五つの要因の中に、第一の耕作面積が殆んど支配的な割当基準になつていた。いわゆる反別割に近いものであつたことは周知の事実であります。凡そ科学的な供出割当とは縁の遠い不合理な方法であつたと言ねばならぬのであります。かかる不合理な供出制度は、当然に各農家の余剰食糧に不公平なでこぼこを招來せざるを得なかつたのであります。動情とは殆んど関係なく、供出を完納するために他から買つてこれを補なわねばならない農家があつたり、他方において供出後尙何れも横流しできる農

家があるのは、現行供出制度の下においては何も不思議な現象ではないのであります。かくのごとき供出制度の根本問題を解決せずして供出完了後の自由販賣を認めることは、生産者間の公平に反すること著しいものと信ずるのであります。(拍手) 供出完了後の自由販賣を否定する第二の根拠は、供出そのものに悪影響を及ぼす虞れが多分にあるということでありまして、從來においても供出を難減するために作付面積或いは收穫量の過小報告が行われる傾向にあつたことは、一般の常識であります。自由販賣の公認はかかる傾向を激化せざるを得ないと考えられるのであります。(拍手) 第三の理由は消費者間の分配の公平に反することでありまして、自由販賣の主食が公然と而も活潑に取引される結果、價格の騰貴と食糧の偏在は避けられない現実となつて現われて参ります。これは有産者のみ公然と飽食する結果となり、乏しきを分つゆえんでないことは極めて明瞭であります。(拍手)殊に配給量が生活必需量を相去ること遠い状態の下では絶対に不可であります。ところが從來不合理な供出制度、従つて農家余剰食糧の不公平なでこぼこをその儘にして置いて、主食の取引を禁止して置いたから、供出價格の不合理と相俟つて闇食糧として横流しせざるを得ない状態にあるのであ

ります。かくして國民の大多數は、闇食糧に依存して配給の不足を補つてゐるのであります。かかる状態を率直に認め、併せて農家の増産意欲を昂めるために、供出完了後の自由販賣を認むべしとの議論が行われるわけでありまして、繰返米制度はその部分的な実施と見られるのであります。 併しながら國民の大多數が、闇食糧に依存しておるといふ不明朗な事實を解決し、生産者の増産意欲を昂めるための途、簡単に供出完了後の主食の自由販賣を認めることではありません。かくのごとき簡單な論理は、政策の貧困を示す以外の何ものでもないものであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)問題の根本的且つ最終的な解決は、かかる安易な方法の中にあるのではなくして、供出制度の根本的改正を一日も早く断行することにあります。(拍手)供出完了後の主食の自由販賣を是認すべきか、或いはこれを特別價格で政府が買上げて一般配給に繰入れるべきかなどは、その次の問題であり、合理的な供出制度の確立を待つて初めて論じ得る問題なのであります。(拍手)ところが供出制度を創始以來數年を経過し、食糧問題が再建途上の最大問題となつてゐる今日、供出制度の合理化は未だ確立されておらず、將來に残された問題であります。正に過去における政治の貧困を示して

余りあるものと言わねばなりません。私は片山内閣がこの点に關し過去の轍を踏まないことを希望すると共に、本院において供出制度の根本問題について活発な討論の行われる機会が速かに実現することを期待したいのであります。

○副議長(松本治一郎君) 鈴木順一君の發言を許します。

「鈴木順一君登壇、拍手」

○鈴木順一君 私は現下の食糧事情からいたしまして、供出後の食糧の自由販賣に對して非とする者であります。本日自由討論に課題の定められましたことは、丁度宿題を出された生徒のごときものであつて、眞の自由討論にならないと思つてあります。自由討論と申しますのは、勿論所屬政黨の方針、政策を逸脱せざる範圍において、何人の制肘も受けず、個人の自由意見を發表討論すべきものであると思つてあります。本日の課題の本論に入る前に少々申述べさせて戴きます。最近の首相の施政方針演説に對する質問や、その後の答弁において、又世上食糧問題をめぐり盛んに議論横溢されておるが、一言目には全農民があたかも食糧の恩恵をなし又横流しをしておるかのごとき言葉を聞くこととありますが、これは極く一部の農民を除いた大部分の農民に取りましては、その炎熱の時に大小麦の取入れから田植えと、人手の不足の時に置きまして働き疲れておる農民に取り、消費者側から見た歪められた見解は誠に迷惑千万であると思つてあります。又農民は大小農機具、勞力、肥料、すべて欠乏の時に、不平もなく、輸入食糧の少しでも減ず

るよう努力し、消費者になるべく不自由をかけまいと努力することが、平和民主日本建設の吾人の務めと確信しておるのであります。この精神を損なわんようにしたいと存するのであります。

先日來この議場で平野農林大臣の答弁及び説明は、懇切を極め、好評を博しておりますが、農相の一言一句が生産者にも消費者にも極めて身近く、生活にすぐ響くのであります。一語により食糧の増産の數十円も上ることなどないよう慎重を期せられたいと思つてあります。

さて食糧の生産にも供出に當つても、その地方々々により特別な努力と協力の拂われております故、供出完了後の食糧の問題については、農林大臣の專斷特許の繰放米制度の外に、政府の方針を妨げざる程度において、七大都市以外の運配欠配を含む土地においても、全國一律一体でなく、府縣知事の意見をも加味した方法で善処せねばならないと思つてあります。(もつと顔を上げて)「と呼ぶ者あり」群馬縣のごとく全國一の供出成績の縣及びその他優秀縣にば、(ラジオ放送のようだと)と呼ぶ者あり、特別な措置を講じてよいと思つてあります。それは供出に對する報奨的措置であり、一面努力に對する誇りであります。これは個人の都合

も同様の考え方と処置が必要であります。今次知事公選により(本論々々)と呼ぶ者あり、地方自治体の民主的強化を図るとは称しながら、種々難多の本省の出店を地方に設け、地方民のすべての手続を繁雜にし、逆に知事の権限を抹殺せんとしているとき奇現象を來たしてゐるのは、民主國會の出現により官僚に對する攻勢の強くなりつつあるを、予先をかわす意味で反轉したものと解せられるのであります。今年度の供出にも重大なる影響ある問題であります。聞、横流しは國民は嚴罰に処せられるが、運配欠配の責を負う者がないのでは、國民こそ迷惑千万であります。絶対量の……(本論々々)と呼ぶ者あり、足らざるときは、平常の施策でなく特別な処置が講ぜらるべきであり、それは前首のごとく政府の方針を妨げざる範圍において、各都道府縣の供出成績や種々の事情を考察し、而も農民の生産と供出の意欲を盛んにし、誇りを高揚する方法においてなされるべきであると思つてあります。七月十日の朝日新聞紙上に……(顔を上げて)「やれ」「下ばかり向いてなんだい」と呼ぶ者あり、群馬、福島、新潟の三縣は合法的で而も農林省の方針を妨げるものでないにも拘わらず、繰放米制度や食糧管理法施行規則第二十三條の勝手な適用は遺憾であると言つており、認めぬ方針と言つておるのであります。

かような三縣の特別な処置こそ隨機の処置と思つてあります。(原稿を見るな、原稿を……)「自由討論だぞ」と呼ぶ者あり、即ち供出完了後は、無秩序の自由販賣は特定の者の買占めとなり、國民一般大衆は迷惑いたしますが、大消費地に對する繰放米制度と同様に、技術的な困難は伴うが、農民の意思も大いに取入れの上に、群馬、福島、新潟の採つた処置のごとく、順與米制度又は救護米制度のごとく供出者の意思をよく考え、時期を失せぬよう迅速なる処置により、正式のルートに乗せ、供出値段との間に大幅の二重價格制を設け、その價格差は國家が補償すべきものであると思つてあります。供出残りが多少ありまして、外國より食糧を仰いでおります現在におきましては、生産者が聞、横流しをするというようなことは、食糧増進上よりして不可とするものであります。(異議なしと呼ぶ者あり)以上で終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 平野農林大臣より發言を求められておりますので、これを許します。

「國務大臣平野力三君登壇」

○國務大臣(平野力三君) 只今七名の方より種々なる観点から非常に参考になる意見を拜聴いたしましたことは、誠に結構なことであると考へております。この際農林大臣といたしまして

以上私は今日の自由討論の問題に對する所見を申述べると共に、合理的な供出制度の速かな確立こそ重要であることを提言いたしまして、發言を終りたいと思つてあります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 木村三四郎君。

○木村三四郎君 鈴木順一君を御指名

一言申上げた方がその立場上当然であると考えまして、発言の許可を得た次第であります。もとより非常に重大な問題でありまして、且つ農林当局といひまして、現在この問題に關しまして研究の途上にあるのでありますからして、決定的なる意見として開陳いたすことは多少困難であります。目下我々が考えておりますことを要約いたしまして一言所見を申上げたと思ひます。供出完了後の農家に對して自由販賣を認めることの利益なる点と、弊害なる点と、その結論と、三点に分けて申上げたいと思ひます。

第一に利益となりまする点は、生産意欲を農民に増大させる。それから早く資格を得るために供出を促進する。この二つは大体利益の点と見られるのであります。

弊害となりまする第一点は、消費者間における公平なる配給の原則を破るといふ点、これはその弊害の大なるものと見なければなりません。弊害の第二点としては、供出を完了しなさい者が供出を完了した者の名を借りて自由販賣をする隙があるものであります。又拍手のこの点は弊害の第二と認めなければなりません。弊害の第三といたしましては、実收高及び作付反別などを農家が隠す傾向を助長することになりまする。以上弊害の第三と見なければなりません。

そこで結論といたしましては、現在の供出制度において、農家が生産を増大すればするほど供出割当が多くなつて来るという点を農家自身が心配をいたしております点については、どうしても改めなければなりませんので、そこでこの利害得失を勘案いたしまして結果を総合しますと、供出完了をいたしました農家が更に供出する分については、政府自身が相当高價なる値段を以て買上げるか、或いはこれに對して相當の報奨制度を設けるといふことを考えますることが妥當であると考へるのであります。(拍手)政府といたしましてはこの秋の供出に關しましては、供出制度の根本改革をいたしますことを言明いたしておりますので、私といたしましては今日一杯に大体の成案を得まして、國會即ち衆議院、參議院の各位に對しましてその成案を御相談し、以て供出制度に對する所の根本改革を行ない、今年の私からの農家の供出米に關しましては新しい制度を確立したいと思ひます。供出完了後の農家に關する自由販賣の点につきましては、重大なる課題といたしまして慎重に検討を加えたいと思ひます。以上簡單に私の所見を申し上げます。

○副議長(松本治一郎君) これにて本

日の自由討論を終ります。これにて本日の議事日程は終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散會

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君

副議長 松本治一郎君

議員 中西 巧君 板野 勝次君

中野 重治君 細川 嘉六君

廣瀬興兵衛君 阿竹齊次郎君

國井 淳一君 藤田 芳雄君

千田 正君 栗山 良夫君

佐々木良作君 西園寺公一君

羽仁 五郎君 岩間 正男君

星野 芳樹君 池田 恒雄君

川上 嘉君 田村 文吉君

小林米三郎君 波多野林一君

高瀬莊太郎君 江熊 哲翁君

山下 善信君 宿谷 榮一君

岡本 愛祐君 島津 忠彦君

中川 以良君 小野 哲君

鈴木 直人君 山崎 恒君

青山 正一君 楠見 義男君

西郷吉之助君 三好 始君

加賀 操君 市來 乙彦君

服部 敦一君 伊達源一郎君

東馬 藤道君 松村眞一郎君

堀井 伊介君 伊藤 保平君

小宮山常吉君 飯田裕太郎君

小杉 イチ君 藤野 繁雄君

米倉 龍也君 尾崎 行輝君

柏木 庫治君 岡部 常君

岩男 仁藏君 德積眞六郎君

奥 むめお君 早川 慎一君

三島 通陽君 北條 秀一君

徳川 宗敬君 小川 友三君

鎌田 逸郎君 矢野 西雄君

宮城タマヨ君 河井 彌八君

下條 康廣君 東浦 庄治君

鈴木 憲一君 木下 辰雄君

高橋龍太郎君 佐藤 尚武君

山本 勇造君 野田 俊作君

田中耕太郎君 梅原 隆隆君

村上 義一君 カニエ邦彦君

千葉 信君 大野 幸一君

内村 清次君 中平常太郎君

木村義八郎君 下條 恭兵君

梅津 錦一君 堀 眞琴君

濱田 寅藏君 平野 成子君

赤松 常子君 河崎 ナツ君

金子 洋文君 藤井 新一君

岡村文四郎君 大山 安君

木下 源吾君 門田 定藏君

堀内 到君 宇都宮 登君

井上なつみ君 石川 準吉君

波多野 鼎君 羽生 三七君

椎井 康雄君 岩本 月洲君

河野 正夫君 新谷寅三郎君

島 清君 吉川末次郎君

伊藤 修君 結城 安次君

和田 博雄君 松井 道雄君

渡邊 基吉君 若木 勝藏君

天田 勝正君 田中 信義君

谷口彌三郎君 植竹 春彦君

油井賢太郎君 石川 一衛君

小畑 哲夫君 鈴木 順一君

入交 太藏君 安達 良助君

小杉 繁安君 小林 勝馬君

田口政五郎君 深川タマエ君

木内キヤウ君 高良 とみ君

原口忠次郎君 太田 敏兒君

深川榮左門君 星 一君

水橋 藤作君 三木 治朗君

大島巖次郎君 田中 利勝君

淺井 一郎君 橋上 保君

大島 定吉君 伊東 隆治君

鈴木 清一君 岩崎正三郎君

齋 武雄君 岩木 哲夫君

稻垣平太郎君 岡田 定司君

森下 政一君 小泉 秀吉君

塚本 重藏君 林屋龜次郎君

木内 四郎君 櫻内 辰郎君

北村 一男君 加藤常太郎君

西川 昌夫君 淺岡 信夫君

木下 盛雄君 堀 末治君

荒井 八郎君 奥 圭一郎君

鈴木 安孝君 山田 佐一君

中山 淳彦君 黒田 英雄君

寺尾 豊君 草薙 隆樹君

石坂 豊一君	柴田 政次君
遠山 丙市君	森田 豊壽君
小林 英三君	板谷 順助君
今泉 政喜君	松野 喜内君
黒川 武雄君	松嶋 喜作君
徳川 頼貞君	大隅 憲二君
深永 六郎君	仲子 隆君
尾形六郎兵衛君	園 伊能君
中川 幸平君	重宗 雄三君
西山 亀七君	木村三四郎君
大隅 信幸君	橋本萬右衛門君
左藤 義詮君	平沼彌太郎君

國務大臣

司法大臣	鈴木 義男君
農林大臣	平野 力三君

司法事務官(官房企画部長)
横山 正俊君

定價 一部 一四四十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇 圖書課